

秋田県立大学

目 次

I	認証評価結果	2-(4)-3
II	基準ごとの評価	2-(4)-4
	基準1 大学の目的	2-(4)-4
	基準2 教育研究組織	2-(4)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(4)-9
	基準4 学生の受入	2-(4)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(4)-17
	基準6 学習成果	2-(4)-29
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(4)-32
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(4)-39
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(4)-42
	基準10 教育情報等の公表	2-(4)-48
<参 考>		2-(4)-51
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-53
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-54
iii	自己評価書等	2-(4)-56

I 認証評価結果

秋田県立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 開学当初より他大学に先駆け、学部学生の1、2年次から興味のあるテーマについて研究を行う「学生自主研究制度」を実施しており、システム科学技術学部では学部学生からの要望により、平成25年度から3年次の学部学生を対象とした「アドバンスト自主研究制度」を実施している。
- 生物資源科学部を中心として始めた教育プログラム「薫風・満天フィールド交流塾」事業の予算を確保し、地域や他大学との交流等に対する財政的な支援や教職員によるサポートを実施している。
- 開学以来、卒業（修了）生の就職率が100%に近く、就職実績において優れている。
- 大学独自の奨学金制度として、10周年記念奨学金と大学院優秀学生奨学金を実施している。また、東日本大震災の直後には、被災学生に対する経済的支援を目的に、東日本大震災被災者支援金給付制度を設けて実施している。
- 外部者による授業評価を定期的に行いFD活動に結びつけることで教員の資質向上を図り、また教務系職員、TAの能力向上に積極的に取り組んでいる。
- 全学科で自己点検・評価活動を体系的に行い、その結果を複数の外部委員による評価に付すなど、PDCAサイクルの確立に向けた優れた管理運営を行っている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 教育企画室を中心に、「統合学生データベース」を活用し、入学者選抜制度の改善を一層進めることが期待される。
- 平成27年度に文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」として採択された「超高齢・人口減少社会における若者の地元定着の促進と若者の育成」に参加しており、この事業の一層の成果が期待される。
- 事務職員の資質向上に向け、平成27年度に事務職員の育成についての方針を新たに定め、求める職階別能力、標準的キャリアパス、研修制度等、具体的な人材育成の取組を明確にしており、今後の成果が期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的を、地域に根ざす公立大学であること等を踏まえ、学則第 1 条において「教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、次代を担う有為な人材を育成するとともに、開かれた大学として地域の持続的発展に貢献することを目的とする。」と定めている。

この目的に基づき、基本理念を「21 世紀を担う次代の人材育成」及び「開かれた大学として、秋田県の持続的発展に貢献」することとし、教育目標を「時代の変化に対応できる問題解決能力と、自ら能力を磨くことができる基礎的能力を兼ね備えた人材の育成」としている。

学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学則に基づき、学部規程において定めている。

例えば、システム科学技術学部では、

「技術者として必要な基本能力を身につけた豊かな人間性を有する人材の養成を目的とする。自然・社会に学び、幅広い視野と価値観に基づき、多様な技術を統合させるシステム思考により、豊かな人間性と技術者として必要な基本能力、世界に発信できる独創性を備えた、次世代のものづくりを担うことのできる人材の養成を目的とする。」

と定め、機械知能システム学科では、

「機械と知能の融合による、人と環境に優しい、高度な機械システムの教育と研究を行う。人間－機械－環境を融合し、他分野も見据えたシステム思考ができる人材の養成を目的とする。」

と定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、学校教育法第 99 条を踏まえ、大学院学則第 2 条において「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定している。

また、研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、大学院の目的に基づき、研究科規程において定めている。

例えば、システム科学技術研究科では、

「主体的で柔軟かつ総合的な問題解決能力、高度な専門的知識と応用力を備えた起業精神、創造性・独創性豊かな優れた研究能力を備えた人材の養成を目的とする。特に、博士前期課程では、学部教育の基礎に立って研究開発能力を育み、システム思考にさらに高度で先端的な厚みと広がりを持たせることにより、発展的な未来を切り開く高度専門職業人の養成を目的とする。また、博士後期課程では、前期課程の基礎に立って研究開発能力を高め、複数の分野を統合する高い立場から広い視野で物事を分析し、問題の提起と解決を行う能力を有する高度技術研究者の養成を目的とする。」と定めている。生物資源科学研究科においても、同様に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部規程において定める「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を達成するため、以下の理系の2学部8学科で構成している。

- ・ システム科学技術学部（4学科：機械知能システム学科、電子情報システム学科、建築環境システム学科、経営システム工学科）
- ・ 生物資源科学部（4学科：応用生物科学科、生物生産科学科、生物環境科学科、アグリビジネス学科）

時代の変化に対応できる問題解決能力と、自ら能力を磨くことができる基礎的能力を兼ね備えた人材の育成を行うことを教育目標にしており、上記の2学部8学科は、その目標の達成のために構成され、機械・電子産業や農業等を中心とした県内産業の振興を推進する秋田県の方向性にも合致している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養基礎教育の重要性を踏まえ、学士課程における教養基礎教育科目（教養教育、外国語、保健体育、情報科学、初年次・キャリア教育（生物資源科学部のみ））のほか、大学院課程における共通基礎・学際科目等の教育及び研究を行うための組織として、開学時より総合科学教育研究センターを設置し、本荘及び秋田キャンパスに配置した同センター所属の専任教員（本荘5人、秋田10人）が、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目等の教養基礎教育科目群の約7割の授業を担当している。

同センターが実施する教養基礎教育は、専門教育とのクサビ形カリキュラムとなっている。教養の基礎を固めるだけでなく、将来にわたり必要な豊かな感性、鋭敏な分析能力、実践的な英語能力と情報処理技術等を養成するとともに、専門教育と相乗効果を生むように図られ、同時に、人間・社会を複眼的・広角的に捉えるグローバルな視点を持った人材養成を目指している。

運営に当たっては、総合科学教育研究センター協議会を設け、同センター長や同センター教員だけでなく、両学部の教員も加わって授業科目の種類及び編成に関する審議を行うなど、全学的体制で教養基礎教育の在り方を審議し、学長が決定を行うに当たって意見を述べるものとしている。また、同センター長は部局長会議の構成員（理事長ほか役員、学部長等で構成）となるなど、大学の運営方針等について直接的に意見を述べる機会が与えられている。

また、教育本部長（教育担当理事）を委員長とした全学的な委員会である教務・学生委員会を設置し、

教養基礎教育を含む教育課程及び授業科目の履修等について、全学的な視点で審議が行われている。さらに、より個別・詳細に審議を行うため、学部（研究科）単位の委員会（教務委員会、学生委員会）を設置し、審議事項を各教授会に報告するなど、全学的な意思疎通と情報共有を図っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

研究科規程において定める「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を達成するため、大学院は、以下の2研究科8専攻で構成している。

- ・ システム科学技術研究科（博士前期課程5専攻：機械知能システム学専攻、電子情報システム学専攻、建築環境システム学専攻、経営システム工学専攻、共同ライフサイクルデザイン工学専攻、博士後期課程1専攻：総合システム科学専攻）
- ・ 生物資源科学研究科（博士前期課程1専攻：生物資源科学専攻、博士後期課程1専攻：生物資源科学専攻）

なお、秋田大学と共同で設置した共同ライフサイクルデザイン工学専攻は、秋田県立大学の建築、経営系、秋田大学の資源環境、応用化学、土木系、両大学の機械、電子・情報系の領域を融合させており、より高度な教育研究の提供を行うための協力体制を築いた上で開設している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究の充実のために、地域連携・研究推進センター、木材高度加工研究所、図書・情報センター、フィールド教育研究センター及びバイオテクノロジーセンターの5つの附属施設、センターを配置している。

地域連携・研究推進センターは、大学の様々な知的資源を社会に還元するための活動を行っている。運営には、地域連携・研究推進センター協議会を設け、同センター長や同センター教員のほか、学長が指定する教員を委員として事業計画等の審議を行っている。

木材高度加工研究所は、「秋田県の木材産業を資源立地型から技術立地型に転換するための戦略拠点」を設立目的として平成7年度に発足し、平成11年度の開学時に県から引き継がれている。国内唯一の「木材」を冠した専門教育研究機関としての研究所であり、単独の部局として、森林資源の循環系の確立を目指して、木材の基礎物性・加工・利用に関する研究及び技術開発とともに、高い技術力を備えた人材育成に取り組んでいる。運営には、木材高度加工研究所運営協議会を設け、同研究所長や所属教員のほか、両学部の学部長や学外有識者も委員として業務運営に関する事項を審議するなど、全学的な協議体制をとっている。

図書・情報センターは、図書及び図書システムの整備計画を定め、大学が必要とする最新の図書情報等

の提供を行っている。同センターには、全学の図書・情報委員会と、同委員会の専門部会として3キャンパスに図書館運営委員会（メンバーは図書・情報委員会委員と図書館職員）を設置しており、各キャンパスの図書館は図書館運営委員会が中心となって運営している。

フィールド教育研究センターは、生物資源科学部の附属組織で、専任教員4人及び職員23人を配置し、農場、管理棟、温室や交流農園等の地域交流施設で構成している。農場は、大学設置基準第39条第1項に基づいた「農学に関する学部」に必要な附属施設であり、同センター独自の総合研究や地域との連携研究、学内外研究機関等との共同研究のために利用しているほか、アグリビジネス学科における農業に関わる幅広い知識と技術の修得や、ビジネス・経営感覚を持った人材育成を目指したプロジェクト教育の実践の場として活用されている。

バイオテクノロジーセンターは、生物資源科学部の附属組織で、現代の生命科学研究に不可欠であるDNA塩基配列の解析、DNA多型解析、遺伝子組み換え植物の作製等の受託解析サービスを行っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

学校教育法第93条に基づき、各学部・研究科及び木材高度加工研究所では、それぞれの重要案件を審議し、また、学長の決定に当たって意見を述べるために教授会を設置している。教授会は、毎月1回の定例会を原則とし、学生の卒業・修了判定や人事等の緊急案件が発生した場合は臨時会を開催している。

さらに、教授会を組織する教授のうちの一部の代表者をもって組織する代議員会を置き、教授会の委任を受けた緊急案件等について審議する仕組みも設けており、より迅速な対応が必要な場合に備えている。

教育や研究、部局全般の運営等に関連すると判断された事項については、教授会以外にも、各部局が独自に准教授や助教等も出席する会議を開催し、意見交換等を実施している。

地方独立行政法人法第77条第3項に基づき、定款第19条において教育研究協議会を設置している。同協議会は毎月開催しており、構成員は理事長（学長）、副理事長、理事及び教育研究上の重要な組織の長等である。

学則第22条において、必要に応じて委員会を設置するものとしており、この規定に基づき、教育本部長を委員長とした全学的な委員会である教務・学生委員会を設置して教育課程や教育方法等を検討している。

さらに、教務・学生委員会に置くFD専門部会等の全学的な専門部会のほか、より細やかな対応を審議するため、学部（研究科）教務委員会、学部（研究科）学生委員会及びFD専門部会学部分会等を設置している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、システム科学技術学部、生物資源科学部、総合科学教育研究センター、木材高度加工研究所の各部局又は地域連携・研究推進センターのいずれかに所属し、学士課程及び大学院博士前期・後期課程の教育をそれぞれ担当している。

各部局には、部局長等を配置することで教育研究の責任体制を明確にしており、各部局長は部局内の校務の遂行や、部局内外の教員間の連携を図り、学長による関連事項の決定には意見を述べている。

なお、各研究科長及び副研究科長は母体となる学部の学部長及び副学部長が兼務し、学士課程と大学院課程における教育方針の継続性や教育の体系性を確保している。

教育研究では、教授を中心とした大講座・グループ制を採用し、複数の教員が一体となり個々の学生への教育及び研究指導を行っている。また、助教等の若手教員に対しては、教授（不在の場合は准教授）がスーパーバイザーとなって主に研究指導を行い、大学教員としての能力養成に努めている。新規の教員募集に際しては、大講座・グループ制の長所が発揮できるように将来的な見通しを踏まえて、役員会や教授会等において検討している。

秋田県立大学大学院システム科学技術研究科と秋田大学大学院理工学研究科が共同で設置している共同ライフサイクルデザイン工学専攻では、運営協議会を設置し、両大学合わせて研究指導教員12人（秋田大学：教授4人、准教授3人、秋田県立大学：教授1人、准教授4人）及び研究指導補助員1人（秋田大学助教1人）の計13人の専任教員を配置している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ システム科学技術学部：専任85人（うち教授29人）、非常勤5人
- ・ 生物資源科学部：専任86人（うち教授30人）、非常勤1人

教員は、大学で研究・教育実績のある人材に加え、約2割の人材が民間企業等で研究者・技術者としての経験を持つなど、バランスのとれた科学技術教育を実施できる体制としている。

教育上主要と認める授業科目234科目（両学部で開講する必修科目及び選択必修科目）については、原則として専任の教授又は准教授が授業を行っており、その担当率は97.4%となっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ システム科学技術研究科：研究指導教員63人（うち教授30人）、研究指導補助教員0人
- ・ 生物資源科学研究科：研究指導教員83人（うち教授38人）、研究指導補助教員1人

〔博士後期課程〕

- ・ システム科学技術研究科：研究指導教員27人（うち教授19人）、研究指導補助教員27人
- ・ 生物資源科学研究科：研究指導教員55人（うち教授31人）、研究指導補助教員28人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学では、平成28年5月1日現在、全教員205人中、女性教員が19人、外国人教員が14人在籍しており、女性教員の比率は9.3%、外国人教員の比率は6.8%となっている。

採用時の取組としては、教員組織の活性化を図るとともに、世代間の不均衡を防ぎ、将来にわたり安定した大学運営及び教育研究活動を確保するため、雇用対策法（募集・採用に係る年齢制限を禁止）の趣旨を踏まえつつ公募時の職位を慎重に検討し、教員年齢構成等に配慮している。地域連携・研究推進センター所属の教員2人を除く教員203人の年齢構成は、20歳代5人（2.4%）、30歳代27人（13.3%）、40歳代87人（42.9%）、50歳代54人（26.6%）、60歳代以上30人（14.8%）となっている。

また、「子育て支援等行動計画（第3期）」及び「女性活躍推進行動計画」に基づき、女性教員の登用等を推進し、平成27～28年度の教員採用においては採用教員16人のうち5人が女性となっている。平成26年度からは女性教員が生物資源科学部長となっている。

教員採用では公募により広く有為な人材を募集している。各部局において書面及び面接審査（プレゼンテーションと質疑応答）により応募者の一次選考を行い、2人以上の候補者を理事長に推薦している。理事長は各部局からの推薦を受け、役員による候補者の面接審査（プレゼンテーションと質疑応答）を経た上で採用者を決定しており、応募者の所属等を問うことなく公平に審査し、募集条件に適合した人材を登用している。昇任についても、学内公募により選出しており、職位に見合う教育研究能力を有する人材の確保・登用に努めている。

大学の教員等の任期に関する法律に基づき、職員就業規則及び職員の任期に関する規程を定めて任期制を導入し、教授、准教授及び助教については5年以内、助手については3年以内の任期としている。なお、再任の判断は、職員の任期中における勤務成績評価を活用して審査している。

教員の流動性と組織としての柔軟性を高め、より充実した教育研究活動を行うために、部局間、学科間、

講座・研究グループ間における教員の所属替え手続きを定めている。この制度は、部局長が教育研究上の必要性等に鑑みて学長に要望して実現するもので、平成25年度の制定以降に2人が学科間等で所属替えを行い、また、講座・研究グループ間での所属替えも適宜実施している。

教員の申し出による自主的研修は、職員研修規程に基づき保証している。さらに、教員の研究能力、資質等の一層の向上を図るため、国外での一定期間の調査や研究を支援するサバティカル研修制度を平成24年度に導入し、これまでに5人が研修を行っている。

また、「創造的研究（助教・特任助教枠）」及び「新任教員スタートアップ支援研究」という二つの研究支援制度を設け、平成28年度は18件を採択し、若手及び新任教員の支援を行っている。さらに、子育て中の教職員を支援するため、休暇取得の促進、各種支援制度の整備、育児休業の取得、職場復帰が容易な環境の整備等の対策を講じている。特に、育児休業期間は、幼児が「3歳に達するまで」としており、平成23年度には、代替教員を採用して子育てと研究活動の両立を支援した実績がある。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

採用については、教員選考規程を定め、教授、准教授、助教及び助手の教育研究等における知識・能力・実績等の資格を明示している。応募書類には、教育研究上の指導力を評価するために「教育研究に対する抱負と実績」の記載を必須としている。各部局選考委員会による一次面接審査及び役員による二次面接審査では、「教育及び研究者としての能力」を重視するとともに、「地域貢献に関する所信」等について意見を聞き、採用の可否を総合的に判断している。

なお、教員の退職・補充等に伴う新規教員の採用は、大学運営や人的構成バランス、大講座・グループ制、教育課程を考慮して、役員会で申し合わせた教員採用に係る手続きに従っている。

昇格等については、教員の年齢による半ば自動的な内部昇格は行わず、学内公募による候補者の選抜と役員による面接審査（プレゼンテーションと質疑応答）による公正な選考によって、職位に見合う能力を有する優秀な人材登用を最優先している。この際、教育研究実績について公募制による新規の教員採用と同様の審査を行い、教育研究体制の強化・向上に取り組んでいる。

平成25～28年度の内部昇格では、延べ139人が応募し、24人が昇格している。不昇格となった教員には、理事長又は理事が、結果に至った経緯の説明や今後の活動へのアドバイスを行っている。

また、内部昇格のほかにも、公募制による新規の教員採用への応募を通じた教授・准教授への実質的な昇格も奨励している。これは、当該大学教員が質の高い教育研究を実施し、外部の人材に匹敵する優れた実績を上げることにつながっている。平成24～28年度の公募制による新規の教員採用では、計40人の採用者（教授及び准教授は計19人）のうち、学内から5人（教授3人、准教授2人）を採用しており、実質的な昇格となっている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

職員就業規則に基づき評価規程、評価要綱等を定め、教授、准教授及び助教等に対し、「教育、研究、地域貢献及び学内貢献」の4分野の業績について教員評価を実施している。

評価に当たっては、定めた範囲の中で教員自らが4分野の評価ウエイトを設定・申告し、理事長が役員会に諮って了承するなど、教員間で活動内容が異なることも考慮している。評価結果は、厳格な運用により教員の年俵に反映させる一方、著しい年俵の変動により各教員の教育研究活動に支障が生じることがないように配慮している。

教員評価は、教員各自の個性や自主性を尊重して行われ、適切な緊張感を保ちつつ、モチベーションと教育研究活動の向上を図ることも視野に入れた制度となっている。

なお、評価の公平性を確保するために異議申出制度を設け、知事が外部から任命した監事を異議申出審査機関に加えることで、透明性の確保にも留意している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務職員等を3キャンパス、1研究所にそれぞれ配置しており、計画的な採用等を行い、業務の円滑な遂行に努めている。事務職員の異動時期は4月と7月の年2回とし、年度始めの業務への支障が最小限になるよう配慮している。

事務局は本部制を採用しており、教務や学生支援等に関する事務については教育本部の事務職員が担っている。教育本部は、理事を務める教育担当本部長が統括し、3キャンパスに配置された職員（正規職員31人、嘱託職員29人、非常勤職員6人、計66人）が連携を取りながら教育活動を支援している。また、専門知識・技術を有する職員等51人（うち、図書館職員9人は教育本部に所属）を教育支援者として配置している。

教育補助者として、大学院学生にTAを委嘱して、学生指導による理解度の深化、教育経験の実践による視野の広がり、自立した教育・研究者としての資質形成等を期待し、学部教育における実験・実習・演習に活用している。平成27年度には、年間延べ142人にTAを委嘱している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教授、准教授及び助教については5年以内、助手については3年以内の任期制を導入し、実施している。
- 教員採用については公募制により行い、透明性の高い手続きにより実施している。昇任についても学内公募により行い、高度な教育研究能力を有する人材の確保・登用に努めている。
- 部局間、学科間、講座・研究グループ間における教員の所属替え制度を設け、実施している。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、当該大学の目的（学則及び大学院学則）と、学部・学科及び研究科ごとの人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（学部規程及び研究科規程）から導き出した内容で、全学及び学部・学科、研究科・専攻の視点における方針を各々で体系的に構築している。

学士課程では次のような資質を持つ学生を受け入れるとしている。

「① 明確な目的とその実現のための意欲と学力を有すること

② 旺盛な知的好奇心を持っていること

③ 必要なコミュニケーション能力があること」

また、例えば、システム科学技術学部では、

「各教育課程における専門技術とそれらに関連する知識を修得し、システム思考により、時代の変化に応じた問題解決能力とものづくりの場への適用が可能な人材の育成を目指しています。

したがって、以下の条件を基準として学生を受け入れます。

① 高校教育課程で定められた基礎学力を有すること

② 明確な目標とその実現のための意欲と思考力を有すること

③ 旺盛な知的好奇心をもっていること

④ 必要なコミュニケーション能力があること」

と定めている。生物資源科学部においても同様に定めている。

大学院課程では次のような資質を持つ学生を受け入れるとしている。

「【前期】学部教育を基礎として、さらに先端的な研究を行うことにより、高度専門職業人を目指す意志を有すること

【後期】広い視野と明確な問題意識を持ち、高度な研究を通じて、問題解決に挑む高度技術研究者を目指す強い意志を有すること」

また、例えば、生物資源科学研究科博士前期課程では、

「学部教育の基礎に立って、さらに高度で先端的な厚みと広がりを持つことにより発展的な未来を切り開く高度専門職業人を目指す人材を受け入れる」

と定めている。他の研究科・課程においても同様に定めている。

併せて入学者選抜の基本方針も定めている。

同方針は、学長指示のもと各部局を中心に全学で議論を行い、部局長会議等での意見交換等を踏まえ、全学の共通認識のもとで策定している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程の入学者選抜は、一般入試（前期・後期）、AO入試、推薦入試（A・B・C・I・II）等の多様な入試方法を実施し、入学者受入方針に沿って選抜している。

また、地域に根ざす公立大学として、第2期中期計画（平成24～29年度）において、学士課程における秋田県内出身入学生の比率が毎年30%以上であることを目標として掲げており、目標達成のために推薦入試を活用している。

一般入試（前期・後期）は、県内の入学試験会場（本荘及び秋田キャンパス）のほか、県外では仙台市、さいたま市及び名古屋市に入学試験会場を設けて計5会場を実施し、全国の優秀な学生の受入に努めている。平成28年度入学の一般入試では1,327人が受験し、約7割（969人）が県外会場を利用している。

大学院課程の入学者選抜は、一般選抜、社会人特別選抜、外国人・帰国子女特別選抜、推薦特別選抜及び学部3年次生を対象とする特別選抜を設け、入学者受入方針に沿って選抜している。

両研究科とも一般選抜、社会人特別選抜及び外国人・帰国子女特別選抜を年度内に2回実施しているほか、秋季（10月）入学も行い、大学院課程への受験・入学の機会を広げている。

入学者選抜では、すべての選抜区分で面接を実施し、受験者の人物や研究意欲等を審査し、入学者受入方針に適合した人材の選抜に努めている。

留学生、編入学生及び社会人の受入に関する基本方針についても、それぞれ入学者受入方針に包含しており、留学生、編入学生及び社会人受入の取組を推進している。

平成27年度から、在学生在が出身高校を訪問し秋田県立大学の魅力をPRする「秋田県立大学PR特命アンバサダー事業」を実施している。平成27年度には77人の学生が61の出身校を訪問している。この事業は、優秀な学生の確保のほか、参加学生のプレゼンテーション及びコミュニケーション能力等の向上にもつながっている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程及び大学院課程における入学者選抜を実施するため、全学に入学試験委員会を設けるとともに、具体的な業務を担う入学試験実施専門部会と入学対策委員会を設置している。

入学試験委員会は、学長、副学長、教育本部長、学部長等で構成し、入学試験の実施に係る基本方針の審議や合格者の決定を行うなど、入学者選抜の公正な実施において中心的な役割を担っており、入学試験実施専門部会及び入学対策委員会の業務を統括している。

入学試験実施専門部会は、各学科の教員計8人、総合科学教育研究センターの教員2人、木材高度加工研究所の教員1人により全学的な専門部会として編制し、試験問題の作成に当たる作業部会を統括するほか、試験の実施について、各学部の入学対策委員会によって協議した内容を持ち寄り、全学的な調整を行う場としている。

入学者選抜に係る全般的な事務は、教育本部長のもとに設置された事務局のアドミッションチームが担当し、これら委員会等の組織間の連携・情報共有、調整等を進めている。

一般入試は前期後期とも、秋田キャンパス、本荘キャンパス、さいたま市、仙台市、名古屋市の5会場で行っているが、それぞれに試験本部を置き、試験監督、事務方とともに、大学の教職員が当たっている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

平成24年度より教育改革・支援センターに教育企画室を設けて専任職員を配置し、平成15年度入学の5期生以降の卒業生及び在学中の学部学生（約5,600人）の入試区分（推薦、一般前期・後期等）、入試成績、在学中の成績（GPA）、さらに卒業生については進路等を統合した「統合学生データベース」を構築している。その分析結果は役員会、教育研究協議会等に適宜提供し、入試区分ごとの入学者の成績動向等を確認するなど、入学者選抜制度の改善のために活用している。

入学者選抜については、かねてより検証と改善を進めており、全国既卒者も対象とする特別推薦入試の導入、県外入試の実施等を進め、また、特待生制度を設置するなど成果を上げている。

大学院入学者選抜については、両研究科とも入学対策委員会等で選抜状況の確認、入学者選抜の適切性の検証を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

入学定員は、学士課程では、システム科学技術学部240人、生物資源科学部150人で、大学院課程では、システム科学技術研究科の博士前期課程50人、博士後期課程8人、生物資源科学研究科の博士前期課程28人、博士後期課程5人である。

平成24～28年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ システム科学技術学部：1.01倍
- ・ 生物資源科学部：1.05倍

〔博士前期課程〕

- ・ システム科学技術研究科：1.02倍
- ・ 生物資源科学研究科：0.81倍

〔博士後期課程〕

- ・ システム科学技術研究科：0.44倍
- ・ 生物資源科学研究科：0.68倍

システム科学技術研究科（博士後期課程）及び生物資源科学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。

第2期中期計画において、大学院課程の収容定員を満たすことを重要な課題として位置付け、平成25年度に大学院優秀学生奨学金制度を独自に設けるなど、学部学生の大学院への進学を促進している。また、大学院長期履修学生制度を設けて社会人学生の受入に努めているほか、総合システム科学専攻では海外出身の教員が母国の大学を定期的に訪問し留学を働きかけるなどにより留学生の受入拡大に努めており、大学院課程の充足率の改善に向けて取り組んでいる。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であり、当該研究科についても入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 在学生が出身高校を訪問し大学の魅力をPRする「秋田県立大学PR特命アンバサダー事業」や県外3か所での入試実施など、様々な手法を用いて入学者の確保に努めている。

【更なる向上が期待される点】

- 教育企画室を中心に、「統合学生データベース」を活用し、入学者選抜制度の改善を一層進めることが期待される。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程における教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学則にある大学の目的と、学部規程にある学部及び学科ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的から導き出した内容となっている。

学士課程では、目的とする人材養成のため、教育課程編成・実施の方針を次のとおりとしている。

「① 現代の科学技術の幅広い要請に応えられるよう、問題発見能力と解決能力を兼ね備えた、研究者・技術者および教育者の育成を目指した教育を行います。

② 時代の変化に対応し、自ら能力を磨くことができるよう、情報処理能力、外国語能力、コミュニケーション能力など、不断の学習活動に必要な基礎的能力の訓練を重視し、自立した社会人の形成に資する教育を行います。」

また、例えば、生物資源科学部では、

「① 生物資源科学・農学に関連した幅広い自然科学・社会科学分野の科目と、豊かな教養と広い視野、社会性や国際性を身に付けるための科目を過不足なく配置します。

② 自立的に問題発見・解決を進める手法を身に付けさせるため、実験・実習を重視します。

③ 3年次後半から研究室（プロジェクトにおいては3年次前半）に所属し、ひとり1課題の研究に取り組み、その成果を卒業論文としてまとめ発表することを指導します。」

と定めている。システム科学技術学部においても同様に定めている。

同方針は、学長指示のもと各部局を中心に全学が主体的に関わり、部局長会議等での意見交換等を踏まえ、全学の共通認識のもとで決定している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は、全学共通の教養基礎教育科目、学部ごとの専門教育科目及び教育職員免許状の取得に必要な教職科目の3科目群より編成されている。

教養基礎教育科目群は、幅広い教養、柔軟な思考力と豊かな感性、国際社会で通用するコミュニケーション能力、心身の健康を保持増進する素養等、社会における基礎的能力の養成を通じた次世代を担う人材育成を目的として、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、情報科学科目、初年次・キャリア教育科目（生物資源科学部のみ）から構成されている。

専門教育科目群は、学部規程に定めた学部・学科ごとの学問領域における、細分化された個別の専門分野についての知識や技術の修得を目的として、システム科学技術学部は学部共通のシステム科学技術基礎科目と専門科目（機械知能システム学科専門科目、電子情報システム学科専門科目、建築環境システム学科専門科目、経営システム工学科専門科目、インターンシップに関する科目）から構成され、生物資源科学部は、学部共通の専門基礎科目と専門科目（学部共通科目、応用生物科学科専門科目、生物生産科学科専門科目、生物環境科学科専門科目、アグリビジネス学科専門科目、木材高度加工研究所開講科目）から構成されている。

教職科目群は、教育職員免許状の取得を目的として、教職科目で構成されている。

また、クサビ型カリキュラムにより、1年次から専攻分野ごとの専門科目を配置し、同時に高年次でも教養基礎教育科目群の履修を可能として、国際社会で通用するコミュニケーション能力等の養成に配慮している。また、すべての学科について、学部・学科の養成する人材像及び修得すべき能力との関係によって科目の分類、関係を明確にし、その履修の順序をカリキュラムマップに示して体系性を明らかにしている。

教育課程の決定に当たっては、全学の教務・学生委員会で教育課程の編成・実施方針に沿った内容であるか再確認し、役員会及び教育研究協議会で改正点等を報告するなど、教育課程の内容・水準を包括的かつ全学的に確認している。

システム科学技術学部を卒業した者に学士（工学）の学位を、生物資源科学部の応用生物科学科、生物生産科学科、生物環境科学科を卒業した者に学士（生物資源科学）の学位を、アグリビジネス学科を卒業した者に学士（農学）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

授業担当教員や学年担任教員等による面談、学長と学生との懇談会、授業アンケート等の方法により、学生のニーズの聴取に努め、得られた意見を参考に授業内容の見直し等を行っている。

両学部とも、新入学生が高校教育から大学教育へとよりスムーズに移行できるようにリメディアル教育（「基礎講座（英語）」等、10科目）を実施し、また、専門分野への関心を深め、学ぶ意味や自らの進路を考える機会の提供を目的とした導入教育（「創造科学の世界A」等、10科目）を実施している。さらに、生物資源科学部では初年次・キャリア教育科目（「フレッシュャーズ・セミナー」等）を開講し、学習や生活

面でのスキルや考え方、文章の書き方、レポートの作成方法等について指導している。

英語以外の外国語等の教養基礎教育科目の学習機会を学生に提供するため、放送大学との間で単位互換協定を締結しているほか、県内高等教育機関（12機関）との間でも単位互換制度を実施している。

開学当初より他大学に先駆け、学部学生の1、2年次から興味のあるテーマについて研究を行う「学生自主研究制度」を実施し、平成15年度に文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」として採択されている。支援期間終了後も、学部学生の基礎学力及び自立的能力の向上を目指したプログラムとして継続しており、さらにシステム科学技術学部では学部学生からの要望により、平成25年度から3年次の学部学生を対象とした「アドバンスト自主研究制度」を実施している。なお、平成27年度は95グループ、計311人の学部学生が学生自主研究及びアドバンスト自主研究に参加している。

また、文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」の終了後も、「薫風・満天フィールド交流塾」事業として予算を確保し、「鳥海高原菜の花まつり」や「全国農学系大学間交流」を毎年実施するなど、多様な学生のニーズに対して財政的支援及び教職員による支援を行い、学生の人間力を高め、人間性豊かな社会人の育成に努めている。

さらに、平成27年度に文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択された秋田大学の「超高齢・人口減少社会における若者の地元定着の促進と若者の育成」事業の参加大学として、ジョブシャドウイング等の実施によるインターンシップ制度の強化により、卒業生の県内就業・定着の促進に向けた取組等を実施している。

近年のめざましい国際化の進展に伴い、卒業生にも、国内だけでなく海外でも活躍することが期待されている。これに対応するため、国際交流関係予算の拡充や国際交流室に専門職員を配置するなどの機能強化を図り、大学間協定及び部局間協定を締結した海外大学を中心に、短期留学や海外語学研修プログラム等の学術交流を推進している（平成27年度の派遣学生30人、受入学生6人）。なお、参加学生には交通費等の経済的支援等を行い、幅広い視野の養成や語学力の向上を目指している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

教育方法の特色の一つとして、21世紀におけるものづくりを目指した実践的な知識・技術を修得するため、演習・実験・実習を重視した教育課程を編成している。これら授業科目の必修単位数は、卒業に必要な必修単位数（56～80単位）の27～38%を占めている。このほか、各学科のいずれにおいても選択必修や選択科目として演習・実験・実習科目を配置するなど、実践を通じて学部学生の着想力や創造力の育成を図っている。

教育目標である「時代の変化に対応できる問題解決能力と、自ら能力を磨くことができる基礎的能力を兼ね備えた人材の育成」の達成のため、複数の教員が個々の特性を活かしながら協力して学部学生を指導できる大講座制を採用している。各講座内の教員は、連携して講義、演習等を行い、学生実験や実習はそれぞれの専門・得意分野を担当して、教員1人当たりの学生数が約8人という少人数教育を行っている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によると、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

大学設置基準の趣旨を踏まえて、学則において授業種別ごとの1単位に求められる学習量を規定して学生便覧に明示し、学生に周知を図っている。

平成26～27年度にかけて行った学部学生の授業時間以外の自主学習時間のアンケートの結果によると、自主学習時間（時間/日）は全学平均で3.5時間、学年別では4年生6.6時間、3年生2.8時間、2年生2.0時間、1年生2.5時間となっている。

平成28年度シラバスより、従来の「授業の目標」「到達目標」「授業の概要・計画」「成績評価の方法」等の項目に加え、新たに「授業時間外学修の指示」を新設し、授業で次回の課題や検討事項を伝えるとともに、シラバスに予習・復習の方法を具体的に明示することで、自主的な学習時間を増やすように指導している。

学部学生が自己の目標達成度や理解度を確認し、学習計画の自己管理ができるよう学習ポートフォリオを導入している。平成27年度までは両学部が異なる方法で学習ポートフォリオを運用していたが、平成28年度から全学向け教育支援システムを導入し、当該システムのポートフォリオ機能を活用することで両学部共通の運用を開始している。

また、学生の過度な履修登録を防ぎ、授業単位当たりに必要な学習時間を十分に確保できるように、両学部において教職科目や集中講義科目等を除く授業科目の年間履修登録単位数の上限を設定するCAP制を実施している。

生物資源科学部の上限単位数は、全4学科共通で年間48単位としている。一方、システム科学技術学部では、平成30年度に向けて学科の改組を検討中であり、それまでの移行措置として、電子情報システム学科では年間52単位、その他3学科では49単位を上限単位数としている。なお、平成30年度以降は、システム科学技術学部の全学科において年間48単位を上限とし、両学部で統一されたCAP制となる予定である。

なお、特例措置として、両学部において前年度の成績がおよそ上位20%以内となる成績優秀者（システム科学技術学部ではGPA3.2以上、生物資源科学部ではGPA3.5以上）には、履修登録単位の追加を認め、年間54単位を上限としている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの作成に当たっては、FD専門部会が説明会や講演会を定期的開催しているほか、「シラバスの充実を目指して～作成の手引き～」(全16ページ)を配布するなど、組織的にシラバスの充実に取り組んでいる。シラバスの構成・内容については、FD専門部会及び同学部分会において検討を重ね、学部学生にとって授業の学習計画を立てやすい内容となっている。

平成27年度までは小冊子のシラバス(以下「旧シラバス」という。)を学生に配布していたが、学外から閲覧・検索を可能にして予習・復習に役立てられるように、平成28年度からはWebシラバスへと移行している。

同シラバスでは、旧シラバスの「授業の目標」「到達目標」「授業の概要・計画」「成績評価の方法」「テキスト・参考書等」「履修上の留意点」に加えて、「授業時間外学修の指示」「添付資料」(課題の事前掲載等)、「TP(ティーチング・ポートフォリオ)」の項目を新たに追加し、内容の充実を図っている。TPは、

教員が授業や指導に当たる方針、これまでの授業改善の経緯等をまとめたもので、学生の理解を深める内容になっている。また、シラバス作成時に教員が内容を点検するために用いるシラバスチェックシートを作成している。最後にFD委員が提出されたシラバスを再度精査し、記載内容や表現を全学的に統一している。

なお、平成27年度までの旧シラバスを学部学生が活用していることは、授業アンケートの「シラバスが授業の選択と学習に役立ったか」の項目に対する評価指数平均が、平成24年度前期の3.66（5段階評価）から常に上昇し、平成27年度前期で3.90に至っていることから読み取れる。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

入学試験区分における選択科目の違いや、各種の推薦入学試験等の多様な選抜方法を採用していること等に起因して、新入学生の基礎学力に差異が生じている。

そこで、推薦及びAO入試区分の入学予定者に対し、特定の基礎科目について教員等が入学前教育（添削指導及びスクーリング）を実施している。また、基礎学力向上を目的としたリメディアル教育を強化しており、入学直後の全入学生を対象に両学部でそれぞれ3科目の基礎学力試験（システム科学技術学部では、英語・数学・物理、生物資源科学部では英語・生物・化学）を実施し、学力不足と判断された学部学生に対しては個別に基礎講座の受講を義務付けている。平成28年度の基礎学力試験の受験者は両学部合計で403人であるが、基礎講座（英語）、基礎講座（数学）等11の基礎講座の受講者は延べ473人となっている。

また、システム科学技術学部では独自の取組として、数学及び物理の学力向上対策・学生支援事業（通称：「数学・物理駆けこみ寺」）を実施している。この事業は、数学・物理の学力向上を目指す学生及び推薦入試による入学予定者が、数学・物理が得意な大学院学生や学部3、4年次生に問題の解き方や学習方法等を質問・相談できる場を設けるものである。学部学生等の学力向上とともに、学力不振による休学・退学の減少、ピアチューターとなる学生（平成27年度は10人）の説明力・コミュニケーション能力の向上、教員の負担軽減等の効果を生み出し、利用学生（平成27年度は延べ237人）や教員から好評を得ている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、大学の目的と、学部及び学科ごとの人材養成に

関する目的その他の教育研究上の目的から導き出した内容となっており、全学及び学部・学科の視点における方針を体系的に示している。

学士課程では、下記の能力を身に付けた学生に学位を授与するとしている。

- 「① 時代の変化に対応できる問題解決能力を備えていること
- ② 自らを磨くことができる基礎的能力を備えていること」

また、例えば生物資源科学部では、

「人類と生物資源の持続可能な共存をはかるため、下記の能力を身に付けた学生に学位を授与します。

- ① 生物資源科学・農学を身に付けた自立的な社会人として、時代の変化や科学技術の発展を不断に学習する能力
- ② 先端科学や技術を駆使して幅広い視野から問題解決方法を思考する能力
- ③ 生物資源の諸問題の発見と解決に『現場』重視の研究思考を持って取り組み行動する能力

と定めている。システム科学技術学部においても同様に定めている。

また、同方針は入学者受入方針及び教育課程編成・実施方針と連動させて、大学の姿勢を体系的に整理している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、試験、レポート提出、実技・実習、受講態度等の総合判断により、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）及び可（60点以上70点未満）を合格、不可（60点未満）を不合格とし、合格した場合は所定の単位を与えている。これは、学則及び履修規程において規定し、学生便覧に明示している。また、成績評価方法はシラバスに所定の欄（成績評価の方法及び到達目標）を設け明示し、ウェブサイトでの公開を通じて学生に周知を図っている。

また、GPA制度を導入しており、学士課程では入学生特待生や在学生特待生の選考、大学院優秀学生奨学金の給付学生選考等の際に活用している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、シラバスに成績の評価方法を明示し、学内外に向けた公表を行っている。なお、シラバスに明示する成績評価方法については、透明性確保のため、シラバス作成の手引きの中で、担当教員が「学生に何を求めているか」について記載することを求めている。

また、教育本部の教務チームは、各教員が担当授業科目の成績評価を行う際の参考資料として、当該科目の前年度の成績等の分布表を教員に配布し、教員自らがこれら成績分布を確認した上で適切な成績評価を行うように促している。また、成績確定後には、教育改革・支援センター会議において各教員の成績分布結果を参照し、成績評価が適切に行われているかを点検している。

さらに、成績評価に係る異議申立の手続きを平成28年度から定め、学内掲示及び学生便覧により学生に周知を図り、大学全体として成績評価の客観性及び厳密性の担保に努めている。なお、成績評価に対する異議申立があった場合、教務チームが客観的な立場から成績評価を担当した教員に回答を求め、学部学生に速やかに通知する仕組みとしている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業の要件となる在学期間、単位数については学則で定めている。また、卒業のために修得が必要な単位は、学位授与方針で示した能力の修得のために各学科でそれぞれ定めてカリキュラム表に明示し、学生便覧及びウェブサイトへの掲載により学生に周知を図っている。さらに、卒業論文（研究）を必修としており、卒業論文（研究）発表会での発表を経た上で当該科目の成績評価を行っている。

卒業の認定は、学則に基づき、卒業の要件を満たした学生について、教務委員会、教授会での議を経た上で学長が決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院課程における教育課程の編成・実施方針は、大学院の目的（大学院学則）と、研究科ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的（研究科規程）から導き出した内容となっており、全学及び研究科・専攻の視点における方針を体系的に構築している。

大学院課程では、目的とする人材養成のため、教育課程の編成・実施の方針を次のとおりとしている。
【前期】 高度専門職業人として必要な基礎的な知識・技術から文化、倫理まで幅広い内容を学際的に学べる科目を開講し、丹念な研究指導を行う

【後期】 高度技術研究者として必要な幅広い視野、企画力、マネジメント能力、討論力等を修得するための教育プログラムを展開し、高次の研究指導を行う」

また、例えば、システム科学技術研究科博士前期課程では、
 「高度専門職業人として必要な基礎的な知識・技術から文化、倫理まで、各専攻の内容を学際的に学べる授業科目を設けます。また、専攻ごとに教員の専門性を活かした科目を開講します。」
 と定めている。他の研究科・課程においても同様に定めている。

また、同方針は入学者受入方針及び学位授与方針と連動させて、大学の姿勢を体系的に整理している。同方針の策定過程では、学長指示のもと各部局を中心に全学が主体的に関わり、部局長会議等での意見交換等を踏まえ、全学の共通認識のもとで決定している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院課程では、学士課程における教育課程の編成方法に準じ、教育課程の編成・実施方針と「カリキュラム編成における基本的な考え方」に基づき、教育課程を編成している。

システム科学技術研究科では、博士前期課程は教育課程の編成・実施方針で掲げた「高度専門職業人として必要な基礎的な知識・技術から文化、倫理まで、各専攻の内容を学際的に学べる授業科目と、専攻ご

とに教員の専門性を活かした科目の開講」を実現するため、各専攻共通の共通基礎・学際科目（共同ライフサイクルデザイン工学専攻は共通基礎・倫理関係科目）と各専攻別の専門科目で構成しており、博士後期課程は教育課程の編成・実施方針で掲げた「開発技術の実践に直接役立つ授業科目、博士前期課程の教育科目における各専攻の領域を超えて融合し、機構、デバイス系、情報・知能系、社会・環境系の各分野で再構築した講義の開講」を実現するため、各領域共通の共通基盤科目と各領域別の学際専門科目で構成している。

生物資源科学研究科では、博士前期課程は教育課程の編成・実施方針で掲げた「高度専門職業人として必要な基礎的な知識・技術から文化、倫理まで幅広い内容を学際的に学べる授業科目と、教員の専門性を活かした講義・実習科目の開講」を実現するため、テクニカルスキル領域や実験・実習領域等からなる各領域共通の一般科目と生物機能学領域や植物科学領域等からなる各領域別の専門科目、課題研究等を行う研究・演習科目で構成しており、博士後期課程は教育課程の編成・実施方針で掲げた「前期課程で培った専門知識の深化と問題発見・解決力を高めるため、研究指導と公表論文の指導に注力して研究力を身に付けさせる」を実現するため、必修の講義科目は配置せず、「科学英語プレゼンテーション」等の一般科目と「生物資源科学演習」及び「生物資源科学特別研究（博士）」等の専門科目で構成している。

教育課程の決定については、学士課程での手続きに準じ、研究科教務委員会、全学の教務・学生委員会、役員会及び教育研究協議会での確認を経て行っている。

また、システム科学技術研究科を修了した者に修士（工学）、博士（工学）の学位を、生物資源科学研究科を修了した者に修士（生物資源科学）、博士（生物資源科学）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学長と学生との懇談会、授業アンケート、主指導教員等による大学院学生との面談等の多様な方法により、ニーズの聴取に努めており、得られた意見を参考に授業内容の見直しを行うなど、きめ細かに対応している。

大学院学生からのニーズに応えた例として、システム科学技術研究科においては博士前期課程で「インターンシップ」（平成25年度～）を、生物資源科学研究科においては博士前期課程で「科学技術マネジメント入門」（平成22年度～）、博士後期課程で「博士後期課程セミナー」（平成28年度～）を新たに開講したことが挙げられる。特に、「科学技術マネジメント入門」については、授業アンケートの結果からも好評を得ていることがわかる。

学術の発展動向は、教員が授業内容に反映させるように努めている。

第2期中期計画期間のアクションプランに掲げている「教育を重視する研究大学」として、教員には科学研究費助成事業等の外部研究資金の獲得を促しており、教員の資質向上、授業内容の向上を図っている。

地域連携・研究推進センターを中心に、地域に根ざす公立大学として地域貢献活動を推進しており、教員は、県、市町村、企業等からの技術相談及び共同・受託研究（平成27年度実績は123件）、市町村等における研究会や委員会等への積極的な参加を通じ、学外の情勢や社会からの要請を確認し、対応している。

また、企業・大学・公的機関の連携からなる「スーパー連携大学院コンソーシアム」に参加し、産学官共同運営の大学院教育プログラム（スーパー連携大学院プログラム）を通じて、多様な社会ニーズを踏まえて実社会で活躍するイノベーション博士人材の育成を行っている。

大学院学生の学術交流推進にも努め、平成 27 年度は、清華大学深圳大学院への短期研究交流派遣（5 人）、西南交通大学への短期留学生派遣（3 人）、上海理工大学からの短期留学生受入（10 人）等の実績を挙げている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

学部の教育研究を基盤とし、より深く濃密な研究を重ねて高度な専門技術を学ぶため、教育課程の編成・実施方針及び各研究科の教育目標に基づき、それぞれの分野の特性に応じた授業形態を採用している。

授業形態は講義形式と大講座制を基にした研究室単位での演習形式を基本として、システム科学技術研究科では、実社会における課題の発見、分析、解決に向けた能力を養成するために、いずれの Semester でも受講が可能な「フィールドワーク A・B」(実践科目)を、生物資源科学研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、教員の特性を活かした実験・実習形式の 8 科目を開講している。

専門セミナー（システム科学技術研究科）や「生物資源科学演習」（生物資源科学研究科）等の研究室単位で行う演習形式の授業では、少人数による対話型・討論型の授業手法を取り入れ、学士課程よりもさらに踏み込んだ質疑応答を繰り返している。例えば、システム科学技術研究科の機械知能システム学専攻では、「機械知能システム学専門セミナー」において、「文献から得た知識や理論、最新の研究成果について報告や発表を行い、その内容に関して討論を行う。」という方式で授業を行っており、大学院修了生として社会から必要とされるプレゼンテーション能力や交渉の能力を身に付けられるよう指導している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によると、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて 15 週確保されている。

各研究科における単位の実質化・学習時間の確保は、各授業のシラバスによって計画されるとともに、大学院学生の自発的な研究活動、教員との密なコミュニケーションを伴うゼミ形式等の授業形態によって実現されている。

単位の実質化に向けた取組の更なる強化に向け、平成 26～27 年度にかけ、大学院学生に対して自主学習時間調査を実施している。その結果、平均自主学習時間（時間/日）は、博士前期課程 1、2 年次生では 6.6 時間、博士後期課程 1～3 年次生では 7.2 時間となっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学士課程での取組と同様に、大学院では平成 27 年度までは小冊子として印刷したシラバスを配布していたが、学外から閲覧・検索を可能にして予習・復習に役立てるように、平成 28 年度からは Web シラバスへと移行している。移行に当たっては FD 専門部会が教員に対して説明会を開催し周知を図っている。

大学院課程のシラバスは、平成 22 年度に受審した公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」

という。)による大学機関別認証評価において、授業科目ごとの記載内容に精粗があることを指摘されている。このため、シラバスの作成はFD専門部会及び同研究科(学部)分会が担当し、作成方法、内容等を詳細にチェックして科目ごとの記載内容に精粗がないように配慮するとともに、説明会・講演会の開催やシラバス作成の手引きを作成するなど、記載内容の充実に取り組んでいる。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクリーニングを含む。)、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院学生に対する研究指導及び学位論文作成指導のため、両研究科において主指導教員を置いているほか、生物資源科学研究科では副指導教員を選択することが可能となっている。また、大講座・グループ制を活かし、主・副指導教員以外の複数の教員も参加した組織的な指導体制により、大学院学生が研究及び論文作成に集中できる環境を整えている。

履修指導・研究指導に当たっては、主指導教員が個々の大学院学生と面接の上、課題研究テーマを定め、履修・指導計画を立てており、その内容に基づき研究指導計画書を作成・活用することで、指導教員と大学院学生の相互理解の下、適切な指導が行われるよう配慮している。

複数教員による指導体制の例として、生物資源科学研究科博士後期課程で実施している博士後期課程中間発表会が挙げられる。これは、対象となる大学院学生が、研究計画や研究進捗状況を主指導教員以外の教員(2人以上)や他の大学院学生等に対して発表する場を設けることを義務付けるものであり、そこでの質疑応答や討論が、プレゼンテーション能力等の向上と、その後の円滑な論文準備に役立てられるよう実施している。

研究不正については、平成26年8月の文部科学大臣決定「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、大学院学生に対する研究倫理教育を実施している。具体的には、平成28年度から両研究科で「研究科倫理セミナー」(3コマ程度)を開催しており、学位論文提出にはこのセミナー受講を要件としている。また、CITI Japanプロジェクトを受講可能とするため、博士前期課程及び博士後期課程の新入生全員にIDを付与している。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院課程の学位授与方針は、大学院の目的(大学院学則)と、研究科ごとの人材養成に関する目的、

その他の教育研究上の目的（研究科規程）から導き出した内容となっており、全学及び研究科・専攻の視点における方針を体系的に構築している。

大学院課程では、下記の能力を身に付けた学生に学位を授与するとしている。

【前期】高度専門職業人として、学部教育の基礎に立って研究開発能力を育み、発展的な未来を切り開く能力を備えていること

【後期】高度技術研究者として、前期課程の基礎に立って研究開発能力を高め、複数の分野を俯瞰して広い視野で物事を分析し、問題の提起と解決を行う能力を備えていること

また、例えば、生物資源科学研究科博士前期課程では、

「高度専門職業人として、学部教育の基礎に立って研究開発能力を育み、生物資源科学に関わる知識と思索力に、更に高度で先端的な厚みと広がりを持たせることにより、発展的な未来を切り開く能力を身に付けた学生に学位を授与します。」

と定めている。

また、生物資源科学研究科博士後期課程では、

「高度技術研究者として、前期課程の基礎に立って研究開発能力を高め、複数の分野を俯瞰して広い視野で物事を分析し、問題の提起と解決を行う能力を身に付けた学生に学位を授与します。」

と定めている。

システム科学技術研究科の各課程においても同様に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、試験、レポート提出、実技・実習、受講態度等の総合判断により、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）及び可（60点以上70点未満）を合格、不可（60点未満）を不合格とし、合格した場合は所定の単位を与えている。これは、大学院学則及び大学院履修規程において規定し、学生便覧に明示して大学院学生に配布している。また、成績評価方法は、シラバスに所定の記載欄を設け明示し、ウェブサイトでの公開を通じて大学院学生に周知を図っている。

また、大学院課程では、学部及び大学院在学中のGPAを大学院入学生特待生及び在学生特待生の選考、奨学金の返還免除候補者の選考の際に活用している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、シラバスに成績の評価方法を明示し、学内外に向けた公表を行っている。なお、シラバスに明示する成績評価方法については、透明性確保のため、シラバス作成の手引きの中で、担当教員が「学生に何を求めているか」について記載することを求めている。

また、教育本部の教務チームは、学士課程での取組と同様に、各教員が担当授業科目の成績評価を行う際の参考資料として、当該科目の前年度の成績等の分布表を教員に配布し、教員自らがこれら成績分布を確認した上で適切な成績評価を行うように促している。また、成績確定後には、教育改革・支援センター会議において各教員の成績分布結果を参照し、成績評価が適切に行われているかを点検している。

さらに、成績評価について、学部学生と同様に大学院学生に対しても平成28年度から成績評価に係る

異議申立手続きを定め、学生便覧への明示により周知を図っている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位論文の審査基準は、両研究科において学位授与方針に従って策定し、合格基準と審査項目を明示してウェブサイトに掲載している。例えば、生物資源科学研究科では、両課程とも合格基準は、総合評価を100点満点として60点以上を合格としている。また、生物資源科学研究科においては、博士前期課程の論文審査項目は、専門性、論旨の適切性、発表・質疑応答及び研究者倫理・技術者倫理の4項目となっており、博士後期課程の論文審査項目は、専門性、研究テーマの適切性、研究方法の適切性、独創性、論旨の適切性、発表・質疑応答及び研究者倫理・技術者倫理の7項目となっている。システム科学技術研究科の審査基準では、ほぼ同様の審査項目となっている。

また、学位論文審査申請に係る要件や手続きについては、システム科学技術研究科では「システム科学技術研究科における教育方法と研究指導、学位論文審査等の実施基準」で、生物資源科学研究科では「生物資源科学研究科修士（博士）学位論文審査申請に関する手続きについて」で詳細に定めており、研究室単位で大学院学生に周知を図っている。

学位論文の審査体制は、博士前期課程、博士後期課程とも学位規程に基づき、3人以上の審査委員により組織する学位論文審査委員会を設けて実施している。なお、システム科学技術研究科博士後期課程では、学位論文審査委員会に学外審査委員を1人以上含めることを義務付けている。

修了の認定は、大学院学則に基づき、修了の要件を満たした大学院学生について、教授会等での協議を経た上で学長が決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 開学当初より他大学に先駆け、学部学生の1、2年次から興味のあるテーマについて研究を行う「学生自主研究制度」を実施しており、システム科学技術学部では学部学生からの要望により、平成25年度から3年次の学部学生を対象とした「アドバンスト自主研究制度」を実施している。
- 生物資源科学部を中心として始めた教育プログラム「薫風・満天フィールド交流塾」事業の予算を確保し、地域や他大学との交流等に対する財政的な支援や教職員によるサポートを実施している。

【更なる向上が期待される点】

- 平成27年度に文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」として採択された「超高齢・人口減少社会における若者の地元定着の促進と若者の育成」に参加しており、この事業の一層の成果が期待される。

基準6 学習成果

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。
--

【評価結果】
基準6を満たしている。
（評価結果の根拠・理由）

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

標準修業年限内の卒業（修了）率は、過去5年間（平成23～27年度）において、学士課程及び博士前期課程で各学部・研究科ともおおむね90%前後で推移している。一方、博士後期課程は、システム科学技術研究科では40.0～66.7%、生物資源科学研究科では発足年度の修了生を除いて33.3～42.9%となっている。標準修業年限×1.5年内卒業（修了）率も同様に、学士課程及び博士前期課程はおおむね90%前後で推移しているが、博士後期課程はシステム科学技術研究科では40.0～100%となっている。

過去5年間（平成23～27年度）における退学・除籍率、留年率、休学率は、学士課程では、1.1～2.0%、3.2～3.8%、0.9～1.6%、博士前期課程では、2.9～5.7%、1.3～2.9%、0.0～3.6%と低い値で推移しているが、博士後期課程では、3.4～21.7%、8.7～27.6%、7.4～13.0%とやや高い率で推移している。要因として、社会人学生の修業年限内での修了が困難であることが判明したため、平成26年度から大学院長期履修学生制度を設け、計画的な修業年限の延長を可能としている。

学士課程では、卒業研究、卒業論文あるいはプロジェクト卒業研究の科目を必修としており、学士課程教育を通じた学習成果を確認するための卒業研究（論文）発表会を経て成績評価を実施している。また、大学院課程では学位審査基準に従って学位論文を審査しており、卒業・修了時の学習成果が一定の水準にあることを確認している。

さらに、大学院博士前期課程及び博士後期課程では、両研究科において学位論文の予備審査要件として専門学会での発表又は専門誌への論文投稿を求めており、学位論文の水準を維持するための取組となっている。

教職課程では、学士課程においては高等学校教諭一種免許状（工業、理科、農業）、大学院課程においては高等学校教諭専修免許状（工業、理科、農業）の取得が可能となっている。教育職員免許状の取得状況は、大学院課程においては少数であるが、学士課程においては毎年度延べ40人前後の学生が免許状を取得しており、学習成果が認められる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学生を対象に、授業内容についての理解度や満足度等を調査する「学生の授業アンケート」（全学教務・学生委員会FD専門部会が実施）や、教育課程や授業、教育課程、専門科目、卒業論文研究等の幅広い分野における満足度を調査する「学生満足度アンケート」（教育本部学生チームが実施）を行い、学習成果の

把握に努めている。

学部での「学生の授業アンケート」結果において、授業内容の理解度が平成 24 年度以降、5段階評価（十分理解できた＝5～難しかった＝1）の値の平均値が3.9～4.0となっている。なお、大学院では「授業内容について良い印象を持った点、改善を要すると思った点」等を調査項目とした授業に関するアンケートを実施しているが、学習成果が上がっていることをうかがわせる記述が多く見られる。

平成 28 年 3 月に卒業及び修了を迎えた学生を対象に実施した「学生満足度アンケート」では、5段階評価（満足＝5～不満＝1）で、4又は5と回答した学生が授業については80.5%（学部）、74.1%（大学院）となっており、卒業（修士）論文については、66.9%（学部）、81.5%（大学院）となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 23～27 年度の卒業（修了）生の就職希望者の就職率は、システム科学技術学部では94.5～98.7%、生物資源科学部では95.6～100%となっている。また、システム科学技術研究科（博士前期課程）では93.3～100%、生物資源科学研究科（博士前期課程）では85.7～100%となっている。大学院進学希望者の進学率は、システム科学技術学部では95.2～100%、生物資源科学部では96.2～100%となっている。

生物資源科学部卒業生の県内就職率は26～41%（平成 23～27 年度）で推移し、秋田県職員の採用試験（大学卒業程度）で、卒業（修了）生の合格者数が増加している（平成 25 年度 1 人、26 年度 6 人、27 年度 9 人）。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 26 年度に全学自己評価ワーキンググループが、「卒業（修了）生アンケート」及び「就職先アンケート」を実施している。

卒業（修了）後 3 年～5 年を経た全学科・専攻の 198 人の卒業（修了）生を対象とした「卒業（修了）生アンケート」（回答者数、卒業生 66 人・修了生 47 人、回答率 57.0%）で、身についた（役に立っている）＝5～身についていない（役に立っていない）＝1 の 5 段階のうち 5 又は 4 と回答した割合が最も高かった項目は、卒業（修了）生のいずれも「専門的な知識と技術（卒業生 81.8%、修了生 87.2%）」となっている。また、卒業生では「データ処理、事務処理能力（81.8%）」の評価が高くなっている。さらに、修了生では「論理的な思考力（83.0%）」と「プレゼンテーション能力（80.9%）」の評価が高くなっている。一方、「外国語能力」「リーダーシップ」「企画・アイデアなどの創造力」については、卒業生と修了生のいずれも肯定的な回答が 50%未満にとどまっている。

「本学で学んだことや経験が仕事の上で役に立っているか」という総括的な質問に対しては、卒業生と修了生の 75%以上から高い評価を得ている。

また、平成 26 年度に 158 社を対象とした「就職先アンケート」（回答社数 60 社、回答率 38%）で、備わっている＝5～不十分＝1 の 5 段階のうち 5 又は 4 と回答した人の割合を見ると、評価の高かった項目は「仕事に真摯に向かう姿勢、行動力（81.7%）」「基礎的な学力と知識（78.3%）」「周囲や同僚との協調性（75.0%）」となっている。一方、低評価の項目は「外国語能力（5.1%）」「リーダーシップ（36.7%）」「企画・アイデアなどの創造力（40.0%）」となっている。

なお、卒業（修了）生が「他大学の卒業（修了）生と比較して評価できる」として最も評価された項目は「仕事に真摯に向かう姿勢、行動力（60.0%）」であり、これは回答を得た就職先の 71.7%が「社員の

資質として特に重視する能力」として選択した項目となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 開学以来、卒業（修了）生の就職率が100%に近く、就職実績において優れている。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

本荘地区、秋田地区、大潟地区の3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は本荘地区が138,806㎡、秋田地区が355,066㎡、大潟地区が148,747㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計92,382㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

各キャンパスには、講義室、実験室、演習室、研究室、コンピュータ実習室等の教育研究施設や、図書施設、体育施設（体育館、テニスコート等）、福利厚生施設（保健室、学生相談室）、課外活動施設、管理事務施設等の施設・設備を整備している。

本荘キャンパスには、ものづくり・実験を通じて着想力や発想力を育てるための創造工房、秋田キャンパスには、作物の形態、生理、生態や、栽培技術等を体験するための実験圃場、大潟キャンパスのフィールド教育研究センターには、アグリビジネス学科の実践教育を行うための国内有数の大規模農場等、実験や実習により専門知識の理解を深めるための施設・設備を整備している。また、大潟キャンパスには生物資源科学部・研究科の学生を対象とした学生寮（清新寮）を設置している。

施設・設備のバリアフリー化については、本荘及び秋田キャンパスで車いす対応のエレベーターを設置しているほか、各キャンパス・研究所で歩行動線上の段差解消のためのスロープや車いす対応トイレ（本荘23か所、秋田16か所、大潟2か所及び木材高度加工研究所2か所）を設置するなど、障害のある学生等が円滑に利用できるよう配慮している。

施設・設備の安全対策は、各キャンパスに設置している安全衛生委員会と事務局の施設担当チームが中心となって実施している。各安全衛生委員会はキャンパス等の巡回を年2回程度実施し、必要に応じて各施設等の管理責任者に改善を求めている。また、事故の防止対策、危険物質・危険ガス類の保管等の取扱い、毒劇物の保管・使用の注意等をまとめた安全（衛生）マニュアルをシステム科学技術学部・研究科と生物資源科学部・研究科がそれぞれ作成しており、教職員・学生が安全衛生管理活動のテキストとして活用している。

火災への対応には各キャンパス・研究所において教職員が自衛消防隊を組織し、消防・避難マニュアルにその役割を規定している。各キャンパス・研究所では毎年1回、所轄消防署の立会いの下、学生も参加する防災避難訓練を実施し、消防署からの査察や訓練に対する指摘等を受けて防災意識を高めている。

大潟キャンパスでは、家畜を飼養しているため、家畜飼養管理、畜舎施設衛生管理、圃場管理、温室管理及び機械整備の業務を定めた「フィールド教育研究センターにおける業務の安全管理取扱い」を制定・周知を図り、安全に配慮している。

本荘及び秋田キャンパスの建物は、耐震基準を満たした設計により設置されており、大潟キャンパスは平成19年度に校舎の補強工事を実施している。また、非常用発電装置が各キャンパス・研究所に配置され、停電時にも最低限の教育研究活動が継続できる環境となっている。

各キャンパスには警備員や守衛が24時間常駐し、校舎内外の巡視等を実施している。また、本荘及び秋田キャンパスには要所に防犯カメラを設置し、警備員が監視する体制としている。

休日や夜間は、教職員証・学生証（ICカード）を所有している大学関係者のみが決められた出入口から校舎に立ち入ることができるようになっている。建物内の各室の鍵はキーボックスシステムで管理され、個人のICカードごとに鍵の使用権限を割り当てて各室への入室規制を行っている。なお、出入口の通行や鍵の使用は管理システムに履歴として残している。

また、夜間の安全性確保のため、歩行動線部分には防犯灯を設置し明るさを確保している。外灯には太陽光発電やLEDランプを多用し省エネルギーにも配慮している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

学内を結ぶ基幹回線は、ギガビットイーサネット通信網を整備しており、各教員端末へ100/1000BASE-TXイーサネットで接続し、各研究室、図書館の閲覧机には情報コンセントを設置するなど、情報ネットワークへの接続環境を整えている。

学外への通信速度は最大1Gbpsで、学術情報ネットワーク（SINET）を設置しており、インターネットによる情報検索、学術研究、外部の研究機関との連絡や情報交換等に利用している。

また、学生のニーズにより、平成27年度から本荘及び秋田キャンパスのラーニング・コモンズに無線LAN環境を整備し、ICT環境の充実と同施設の利活用を促している。各キャンパスのコンピュータ実習室等にはインターネットに接続された652台（3キャンパス合計）のパソコンを配置し、授業時間外は学生に開放している。

情報システムの運用・利用についての指針として情報セキュリティポリシーを制定しているほか、管理体制等の必要事項を定める情報セキュリティ基本規程を策定し、学内に周知を図っている。

セキュリティ管理体制は、副理事長を最高情報責任者とし、情報セキュリティ委員会が全体を統括しており、情報セキュリティ講演会や研修会を開催するなど、情報システムを安全に利用するための取組を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

本荘、秋田及び大潟キャンパスのそれぞれに図書館を整備している。建物面積及び閲覧席数は、それぞれ2,378㎡・275席、2,489㎡・299席、496㎡・22席となっている。各図書館には書架、閲覧席、書庫等の必要な設備を整備している。また、受付カウンターには、貸出・返却・レファレンス業務等を行う司書の資格を有する職員等を配置（4人、4人、1人）している。本荘図書館では、グループ学修室、個人用の自主学習スペースを整備し、秋田キャンパス図書館ではグループ学修室を整備している。

本荘、秋田及び大潟キャンパスのそれぞれの図書館の図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料等

の数は、それぞれ110,704冊（うち外国書25,864冊）・1,283種（うち外国書462種）・61種（うち外国書56種）・2,301点、86,474冊（うち外国書16,788冊）・1,184種（うち外国書386種）・2,832種（うち外国書2,832種）・3,701点、52,885冊（うち外国書6,467冊）・1,503種（うち外国書171種）・8種（うち外国書8種）・925点となっている。図書等の整備や図書館の運営等に当たっては、3キャンパスの施設分散による弊害が生じないように、教育本部長がセンター長を務める図書・情報センターを設置し、各キャンパスの図書館運営委員会において、各年度の図書予算の配分や企画図書のテーマ等、図書の整備方針を決定している。一般図書については各図書館の司書が中心となって選書し、専門図書については各学科等の教員が中心となって専門領域を踏まえて図書を選書しており、教育研究に必要な資料が系統的に収集・整理されている。

また、3キャンパスの各図書館にはリクエストボックスを配置して教職員や学生のニーズを把握し、図書購入の参考としている。さらに、高度な教育研究に必要な専門学術雑誌の整備を図り、電子ジャーナルを導入するなど、内容の充実、利便性向上及び経費節減を図っている。

図書館の開館時間は、本荘キャンパスが平日は8時30分から23時（試験期間は8時30分から24時）、土日祝日は9時から21時（休業期間（春季、夏季、冬季）は9時から17時）、秋田キャンパスでは平日は8時30分から22時（試験期間は8時30分から24時）、土日祝日は9時から21時（休業期間（春季、夏季、冬季）は9時から17時）、大潟キャンパスでは平日は9時から22時、土日祝日は9時から19時（休業期間（春季、夏季、冬季）は9時から17時）となっている。

また、平成27年度の入館者数及び貸出件数は、本荘、秋田及び大潟キャンパスでそれぞれ延べ123,553人・28,151件、延べ64,601人・13,297件、延べ9,158人・1,360件となっている。

図書館は、日別の開館時間を明示した図書館年間カレンダーをウェブサイトで公開している。なお、平日の通常開館時間は学外者も利用可能である。

図書館の所蔵図書はすべて図書管理システムに登録されており、蔵書検索用端末（OPAC）による検索が可能で、さらに、目録所在情報サービス（NAC S I S - C A T）を活用して全国の大学図書館と相互貸借等を行うとともに、秋田県立図書館とも協力協定を締結している。

また、卒業（修了）生に対する生涯学生制度では、郵送による図書の借用申込・貸出ができるほか、学外者の図書館利用は、名前の記載のみ（年度初めは住所も確認）で可能として、図書貸出は身分証明書の提示による学外利用登録を行うことを条件に実施している。

図書館では、他大学と諸資料の展示や教員推薦図書・学生リクエスト図書の推薦等、様々な企画・イベントの実施を通じて、学生の図書館利用を促進している。また、定期試験期間の平日夜間の開館時間を24時まで延長するなど、学生の自主学習の場としての活用を促している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

ものづくりや実験等を通して学生の着目力や創造力を育てるため、本荘キャンパスに創造工房を設置し、工作道具や測定器、パソコン等の設備を備えて、学生の自由な発想による様々な学習活動を促している。

自主学習の場の一つとして図書館を夜間・休日も開放している。さらに、図書館内にグループ学修室を設けており、学生自主研究、ゼミ、グループでの討議等の場として活用されている。

学生の主体的な学習を支援することを目的として、本荘及び秋田キャンパスにラーニング・コモンズを設置しており、学生が様々な情報を仲間と共有し、議論を展開させることで自主学習の発展が図られるよ

う配慮している。

コンピューターを利用する講義に対応するため、コンピュータ実習室を3キャンパスに設置している。実習室のパソコンは、講義で使用していない時間帯は学生に開放し自主学習の利用に供している。

学生寮の学生の居室は全館個室となっており、静かに勉学に励むことができるほか、1階に多目的ホール、各階に多目的室があり、グループでの勉強や打合せにも利用されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部の新入生及び編入生に対しては、入学直後の新入生オリエンテーションにおいて履修ガイダンスを実施し、教育課程全般の理解を促している。さらに、学年進級時（4月上旬）に在学生向けの学科別オリエンテーションを実施し、学科ごとに教育課程に応じた履修指導を行っている。また、大学院新入生に対しても同様に新入生オリエンテーションを実施し、履修上の注意事項等のほか、TAや研究倫理に関する説明も行っている。

オリエンテーションでの疑問点は、学部学生には学年担当教員、大学院学生には主指導教員等が対応して指導を行っているほか、履修登録の際に、教務チームの職員が助言している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

全学部学生を対象に、授業アンケートを前期・後期 Semester ごとに年2回実施している。個々の調査票及び授業アンケートの集計結果は各授業担当教員へ通知し、次期又は次年度の授業改善に役立てている。なお、集計結果は学内向けウェブサイトに掲載し、学生に公表している。

また、修了予定年次の大学院学生に対しても、授業アンケートを年1回実施しており、学部での授業アンケートと同様に授業改善に役立てている。

長期休業日を除いた授業期間中に教員によるオフィス・アワーを設け、学生からの学習や学生生活の相談に対応している。オフィス・アワーの主旨や利用時のマナー等を学生便覧に記載して学生に周知を図り、オフィス・アワースケジュールを学内向けウェブサイトに掲載している。

学部学生の学習や学生生活のサポートを目的に、学士課程の各学科には学年担当教員（各学科2～4人）を配置し、学生全員に対する定期面談や個別相談を行っている。この中で、学習や生活の支援に関するニーズを把握し、必要に応じて学部教務委員会、学部学生委員会等を通じて部局内の教員間でも情報の共有化を図っている。また、大学院学生に対しては、生物資源科学研究科では主・副指導教員、システム科学技術研究科では主指導教員を配置し、学部学生と同様な対応を行っている。

平成24年度に、学部学生宛に教員の「授業に臨む姿勢」「教員としての他己・自己紹介」等をまとめたTPの作成を試行したところ、学生から好評を得ている。そこで、同制度を全学で導入し、Web シラバスから各教員のTPへのアクセスを可能にするなど、教育活動の可視化に努めている。

留学生に対しては、日本語講座をレベルに合わせて3クラス開講している。また、学生と同じ出身国の教員と国際交流室の国際交流専門員が連携して学習支援を行っている。

障害のある学生への支援は、個別の状況を踏まえて対応している。平成21年度に聴覚障害の学部学生が入学した際は、所属学科の学科長を中心にコーディネーター（学科教員3人、事務職員1人）を配置す

るなどの支援体制を整え、当該学生からのニーズの聞き取り、ノートテイカーの養成・配置、受講授業の教員への注意点等の連絡等を行い、学習機会を確保している。なお、当該学生は卒業後、大学院博士前期課程に進学し、修了後就職している。

特別な支援を必要とする学生については、学部（研究科）学生委員会で個別に話し合うとともに、各学科でも学年担当教員を選任して対応している。また、本荘及び秋田キャンパスの学生相談室にカウンセラー（臨床心理士）を各1人常勤で配置し、教員及び事務局担当チームが連携しながら様々な支援への体制を構築している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成28年度において、学生サークルは本荘キャンパスに56サークル（体育系27、文化系29）、秋田・大潟キャンパスに51サークル（体育系22、文化系29）があり、多様な活動を展開している。

学生サークル活動の支援施設として、各キャンパスには課外活動施設、体育館、陸上競技場（サッカー場）、テニスコート、野球場、講堂等があり、このほかにも校舎の教室、集会室、CALL教室等を活動の場として学生サークル等に提供している。

また、合宿等で利用できるセミナーハウス（秋田県大仙市）を設置しているほか、各施設の照明、空調の利用にかかる光熱費は大学が負担するなどの支援を行っている。さらに、サークル活動に対する経済面での支援として、課外活動計画書及び前年度活動実績報告書を提出することを条件に、各サークルの運営費や備品購入、大会への出場等経費のほか、学生自治会、大学祭開催経費等の助成を後援会が実施している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学長と学生との懇談会を年4回（本荘及び秋田キャンパスともに各2回）開催し、学長が延べ30人前後の学生と直接対話することによりニーズの把握に努めるとともに、日々の生活や学習環境等に対する意見等についても聴取している。

また、教育本部学生チームが、全学生を対象として3年に1度、学生生活アンケートを実施し、学生生活の実態の把握に努めている。平成27年度に実施したアンケートの結果は、学内向けウェブサイトで公表しており、学生支援等にも活用している。

心身に異常をきたした学生は授業を欠席がちになることから、必修科目の教員は学生の出欠に目を配り、必要に応じて学年担当教員と連絡を取るなどの対応を行っている。

生活・健康面においては、各キャンパスの保健室に保健師を配置しているほか、本荘及び秋田キャンパスの学生相談室にカウンセラー（臨床心理士）を各1人常勤で配置し、学生の心身の健康保持等について

相談に応じている。また、学校保健安全法に基づき毎年全学生を対象に定期健康診断を実施しているほか、内科と精神科の嘱託医を配置している。

健康管理の例として、学生寮がない本荘キャンパスでは、学生の健康に配慮して平成 26 年度から指定された日に朝食を無料で提供する「朝食プロジェクト」を実施している。

また、教育本部学生チーム及び学生委員会が中心となり、障害を持つ学生への対応要領の作成及び施設バリアフリー改修について検討を進めている。

ハラスメント対策については、ハラスメント防止規程を制定し、全学のハラスメント防止等対策委員会及び各部局等のハラスメント防止等対策部会が研修・啓発活動を企画・実施している。また、学生及び教職員からのハラスメントに関する相談並びに問題への対応のため、教職員からなる 23 人の相談員と 17 人の調査員を置き、ハラスメント相談マニュアルを作成して相談手続の体制を整備している。なお、学生及び教職員に向けてハラスメント防止・周知チラシを作成し、学内向けウェブサイトへの掲示や新入生オリエンテーションでの配布により、ハラスメントに対する姿勢と相談方法について周知を図っている。さらに、学年担当教員や学生相談室、ハラスメント相談員、学生チーム職員等が状況に応じて情報を共有し、その都度、綿密に対応を協議しながら一体的に取り組んでいる。

キャリア支援委員会は、キャリアガイダンス等の進路支援の企画のほか、キャリアカウンセラー（本荘キャンパス 1 人、秋田キャンパス 2 人）及び事務局キャリア支援チーム職員とともに、個別面談や就職・進学等の相談・指導を行っている。また、進路未定で卒業（修了）する学生には、卒業（修了）後も居住地の公的機関や専門学校等を紹介するなど、進路の相談に応じている（平成 27 年度は学部卒業生から 12 件の相談）。

また、就職・進学に向けて、学部 3 年次生及び大学院修士 1 年次生向けにはキャリアガイダンスを、全学生向けに公務員や進学のガイダンス等を実施するなど、多角的な就職・進学支援対策を実施している。

留学生の円滑な受入を含めた国際交流を推進するため、本荘及び秋田キャンパスに国際交流室を設け、それぞれ専門員を各 1 人配置している。また、本荘キャンパスの近くには国際交流用宿舎を設置しているほか、大潟キャンパスの学生寮の一部を改修して国際交流用の専用室とするなど、外国から来た教員・留学生等の短期受入時の生活環境を整備している。

学生寮は大潟キャンパス敷地内に設置されており（男子 120 室、女子 120 室）、また、秋田キャンパスと大潟キャンパスの間を結ぶ学用バスを運行している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

独立行政法人日本学生支援機構奨学金をはじめとして、地方公共団体、公益法人、民間団体等の各種奨学金制度の情報を学生に提供し、申請や返還手続きに関する説明会等を実施しているほか、大学独自の奨学金制度を設け、学生に対する経済面の援助を行っている。

平成 28 年度現在、大学独自の奨学金制度として、10 周年記念奨学金と大学院優秀学生奨学金を実施している。大学院優秀学生奨学金は、第 2 期中期計画期間のアクションプランに位置付けられており、優秀な学部学生に大学院進学を前向きに選択できる環境を提供している。また、東日本大震災の直後には、被災学生に対する経済的支援を目的に、東日本大震災被災者支援金給付制度を設けて実施している。

学生納付金規程、授業料及び入学料減免等取扱要領に基づき、経済的理由により授業料の納入が困難な学生を対象として授業料減免制度を実施している。平成 27 年度は前期 150 人、後期 144 人に対し、計 3,790 万円の授業料を減免し、経済面で学習を支援している。

教育ローン利子補給金交付要綱に基づき、連携協定を締結している金融機関から学資金の借入れをした者に対し、在籍期間中に支払う教育ローンの利子相当額を利子補給金として給付する教育ローン利子補給金制度を実施している。

また、外国人留学生への経済的援助として、長期滞在留学生には、外国人留学生居住費支援金交付要綱及び外国人留学生生活費補助金交付要綱に基づき、住居費用と国民健康保険料の補助制度を実施している。住居費用補助は1人当たり月額2万円を上限、国民健康保険料補助は1人当たり年額1万円を上限として給付している。

奨学金制度、授業料減免制度を含むこれらの制度については、入学式の案内やオリエンテーションでの口頭説明のほか、ウェブサイト、インフォメーションボード、学生便覧、学内放送等、多くの機会を通じて周知を図り利用を促している。

また、米国、カナダの大学で実施する語学研修プログラムについては、参加学生の往復の航空費全額を大学が負担するなど、経済的支援を行っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学習支援・生活支援に、学年担当教員、ハラスメント相談員、学生チーム職員等の多くの教職員が協力し、問題の早期発見や解決を図る体制を整えている。
- 大学独自の奨学金制度として、10周年記念奨学金と大学院優秀学生奨学金を実施している。また、東日本大震災の直後には、被災学生に対する経済的支援を目的に、東日本大震災被災者支援金給付制度を設けて実施している。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するための組織として、全学教務・学生委員会を置き、科目編成の検討、CAP制、TPの導入等を進めてきている。全学教務・学生委員会FD専門部会においては、学生の授業アンケートを前期・後期に実施するほか、シラバスの記載内容について精査し、改善に努めている。

また、教育改革・支援センターを設置し、全学的な教育支援体制に係る諸施策の立案・推進、各学部・学科等が連携した効率的な教育体制の構築と効果的な教育活動の実践支援に取り組んでいる。

平成 24 年度に教育改革・支援センターに教育企画室を設置し、入学時から卒業時までの情報管理を一元化する「統合学生データベース」の構築を進めており、入試区分別のGPAの伸びや進路状況等のデータを出力し、活用を図っている。

また、平成 28 年度に全学自己評価改善ワーキンググループを設置し、自己点検・評価の体制を強化している。

各学部においても、教務委員会を月 1 回程度開催し、教務上の課題の洗出しを行うほか、学生の授業アンケートの結果も踏まえて、教育の質の改善・向上を図っている。また、学科別の自己点検・評価活動を活発に行い、報告書を作成し、公表している。

授業評価アンケートの結果は教員・学生に対して公開しているほか、各教員がTPにアンケート結果を受けた授業改善について記事を記載し、改善活動の可視化を行っている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的に継続的に適切な形で活かされているか。

役員と部局・教員との意見交換の場として、部局長会議、キャンパス懇談会、学長補佐会議を定期的に開催し、課題の共有や結論に至る意思決定過程の透明性を確保し、交わされた議論や意見等を基に改善策を検討・実施している。

平成 23 年度及び平成 24 年度において、学長が全教員の研究室を訪問して個別面談を行い、教員の研究の方針や教育・研究に関するニーズを直接聞き取るなど、意見交換を行っている。さらに、教員の希望に応じ、役員との個別面談も随時受け付けているほか、採用されて 1 年を経過した教員は、学長を含む 3 人

の理事がもれなく面談するなど教員の意見等の把握に努めている。

学長と学生との懇談会を年4回（本荘及び秋田キャンパス各2回）行うなど、毎年延べ30人前後の学部学生及び大学院学生の声を開く機会を設けている。また、学長と副学長によるオフィス・アワーを毎月設け、学生に対して広く門戸を開放している。なお、より個別の事案については、学部学生には学年担当教員（学年担任）等が、大学院学生には主指導教員等が面談し学生の意見を随時聴取している。

全学部学生に対する授業アンケートを、毎年度、前期・後期セメスターに分けて2回実施し、個々の調査票及び集計結果を各担当教員へ通知し授業改善に役立て、また、学内向けウェブサイトで公表している。平成27年度の同アンケート7項目の調査結果を見ると、全体に高い評価（評価指数）を得ており、6項目では、前期アンケートに比して後期アンケートで評価が上昇し、改善が見られたことがわかる。なお、大学院学生に対しても毎年1回授業アンケートを実施しており、授業内容に対する意見・要望の聴取に努めている。

教職員から聴取した意見に基づく改善例として、外部講師による教職員向けのファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）等の講演会の実施、創造工房の積極的活用が挙げられる。また、学生から聴取した意見に基づく改善例として、教養基礎教育科目「科学英語」の開講、海外短期研修等への経済的支援等が挙げられる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者からの意見聴取を目的として、卒業（修了）生アンケート、就職先アンケートを、平成26年度に実施している（どちらも実施主体は全学自己評価ワーキンググループ）。卒業（修了）生アンケートは、卒業（修了）後3年～5年を経過した卒業（修了）生を対象に行われており、就職先アンケートは、卒業（修了）生アンケートの調査対象となった卒業（修了）生の就職先を対象としており、卒業（修了）生や就職先企業等が大学の教育成果を評価する内容となっている。その結果は、全学自己評価委員会で検討し、以下のような改善の取組に反映されている。

外国語（英語）教育については、実用英語技能検定2級以上又はTOEIC550点以上を目標として教育内容の強化を行っている。リーダーシップ、企画、アイデア等の創造力養成については、学生自由研究や薫風・満天フィールド交流塾のほか、学外講師を招いた「社会で活躍できる学生」の育成を目指す特別講座を開催するなど、教育内容の拡充に努めている。

また、学科ごとにすべての教員を対象として、2～3年に一度、外部の単一評価者による授業評価を実施している。外部の評価委員によるこの評価は、教育水準の向上を目的としており、その結果は教員にフィードバックされ、授業改善に活かされている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的な委員会である教務・学生委員会の専門部会として、教育内容の改善に関する全学的な指針や課題を検討する全学教務・学生委員会FD専門部会及び、学部単位での細やかな対応を審議するためのFD専門部会学部分会を設置している。

具体的な取組としては、授業改善を目的とした教員向けの講演会等や授業アンケートを適宜実施し、これらを通じてシラバスの充実、Web シラバスの導入、各教員によるTPの作成等、教育の質の向上や授業の改善に結びつけている。

平成 27 年度には、FD講演会等を3回開催しており、その内、外部講師を招いて「実践可能な授業時間外学習の促進方法」というテーマで開催した全学FD講演会の参加者は57人に上っている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教務や学生支援関連業務を担当する事務職員は、公立大学協会が主催する公立大学職員セミナーや大学コンソーシアムあきたの参加校が主催するFD及びスタッフ・ディベロップメント(SD)研修会のほか、学外で開催される学生指導研修会、障害学生支援研修会、学生相談学会研修会等に参加し、業務遂行に必要な資質の向上を図っている。

TAとなる大学院学生に向けてTA制度の内容、TAの役割や職務倫理等をわかりやすく示したTAハンドブックを配布し、TA研修会を開催して説明を行っている。さらに、授業担当教員もTAにあらかじめ実験、実習、演習の教育補助業務に係る指導を行い、TAからの質問・意見を受け、疑問点を解消した上で業務に当たらせることで、より質の高い教育活動ができるよう配慮している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- キャンパス懇談会、学長と学生との懇談会等、役員と大学構成員が意見交換できる場を定期的に設けている。
- 外部者による授業評価を定期的に行いFD活動に結びつけることで教員の資質向上を図り、また教務系職員、TAの能力向上に積極的に取り組んでいる。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 27 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 28,761,984 千円、流動資産 1,176,664 千円であり、資産合計 29,938,648 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 3,369,520 千円、流動負債 796,749 千円であり、負債合計 4,166,269 千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である秋田県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 23 年度から 5 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

さらに、当該大学では、年々の科学研究費補助金の採択件数及び金額が増加傾向にある。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 24~29 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、秋田県との連絡調整や協議、部局長会議等での意見交換等を経て、経営協議会及び役員会の議を経て、理事長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開するとともに、事務局各チームには予算

書を配布しており、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 27 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 5,848,793 千円、経常収益 5,943,391 千円、経常利益 94,597 千円、当期総利益は 195,510 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 422,984 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の教育、研究経費の予算配分に当たっては、役員会で定めた予算編成方針に従って各本部において業務の費用対効果等を勘案して予算案を作成し、企画・広報本部が全学的な視点から事業内容をヒアリングするなどして精査を重ねて予算配分を実施している。

さらに、本学教員の研究を国際的研究へと発展させるため、「重点プロジェクト研究」を毎年 2 課題程度選定し、3 年間にわたって重点的に予算配分するなど、予算の効果的な執行に創意を凝らしている。

また、施設設備整備費等の予算配分については、大学施設の長期修繕計画に基づき、各局・本部からの意見・要望を踏まえて施設・設備の老朽化状況等を勘案した上で優先順位を付けて整備計画として策定し、予算配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務本部が中心となって作成された財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、役員会及び経営協議会での審議を経て、秋田県知事に提出され、その承認を受けている。

なお、財務諸表等及び監査報告書はウェブサイトに掲載し、情報公開を行っている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、規程に基づき、秋田県が任命した 2 人の監事により実施している。

会計監査人の監査については、秋田県知事が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、副理事長を内部監査室長とし、監査担当者が、自分の所属するキャンパスとは異なるキャンパスを監査するなど、独立性を担保した上で、内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し監査を実施している。

また、会計監査人が行う経営者ディスカッションに監事及び内部監査室も出席し、四者協議として当該大学の内部統制の状況や重要な会計方針の変更等について協議を行っており、この中で監事監査の実施結果や、内部監査の実施結果など、監査人相互が情報の共有を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

平成 18 年の公立大学法人化に伴い、事務局には本部制を導入し、管理運営を担当する部署として総務本部、企画・広報本部、財務本部を置いている。これら 3 本部合わせて、秋田キャンパスでは 13 人、本荘キャンパスでは 6 人、大潟キャンパスでは 5 人（教育本部、研究・地域貢献本部を兼務）の専任職員を配置している。

役員は理事として大学の全体業務を横断的に所管するほか、事務局各本部の本部長を兼ねることで縦断的にも事務を把握し、指揮系統を確保している。

同時に、少人数で事務組織を構成している木材高度加工研究所を除き、本荘、秋田及び大潟の各キャンパスには各チームを指揮監督する統括リーダー又はキャンパスリーダーを配置し、指揮命令系統を構築している。

危機管理に係る体制として、火災、災害による人的及び物的な被害を防止又は軽減するため、防災管理規程に基づき全学緊急連絡体制及び動員区分並びに消防・避難マニュアルを策定し、緊急時の対応や役割分担等を明示している。

また、就業規則に基づいて安全衛生管理規程を設け、安全（衛生）マニュアルを策定している。このほか、教育・研究に関わる規程として、放射線障害予防規程、組換え DNA 管理規程及び動物実験規程を設けている。

職員倫理規程で、教職員が関係業者等（教職員の職務の性質上、その職務権限と特別の利害関係のある業者及び個人）との接触等に当たり遵守すべき事項等を定め、職務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図っている。

また、研究活動の不正防止に向けた取組を強化しており、組織として倫理教育の実施に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

平成 23 年度及び平成 24 年度には、理事長兼学長が全教員と個別面談を行っている。

また、毎年度、事務局長（副理事長）が 3 キャンパス・1 研究所のすべての専任職員との個別面談を実施し、職務等に関する意識や管理運営に関するニーズを直接聞き取るなど、職員の意見等の把握にも努めている。

年 4 回実施している学長と学生との懇談会には、学生の意見を直接聞く機会として学長とともに他の役員も毎回出席し、ここで得られた学生の要望・意見等について迅速に対応している。また、全学生を対象として、3 年に 1 度、学生生活アンケートを実施し、事務局の学生対応等、管理運営を含めたニーズの把握に努めている。これらの意見聴取等の結果、改善が必要と認められた事項については学生の声を基に改善策を実施している。例えば、節電のために深夜消灯していた駐車場の街灯を点灯するようしたり、学内に放置されていた自転車を撤去したりしている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

地方独立行政法人法第 12 条に基づき、2 人の監事（他大学名誉教授と公認会計士）を置き、その職務及び権限について定款で規定している。

内部監査規程に基づき、監事は、会計監査と業務監査を行い、監査報告書を提出している。監査報告書は、独立監査人（監査法人）による監査報告書（財務諸表監査及び会計に関する事業報告書に対する報告）と併せて公表されている。

地方独立行政法人法第 13 条に基づき、監事は理事長又は知事に意見を提出することができるほか、同法第 18 条に基づき、地方独立行政法人と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、監事が法人を代表する重責を担う立場にあるため、役員会と経営協議会には可能な範囲での出席を求めている。定款において監事は役員会において意見を述べる旨を規定している。平成 27 年度には、監事 2 人が役員会（51 回開催）に延べ 61 回出席し、経営協議会（3 回開催）に毎回出席している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質向上のためには総合的な視野に立った計画的な取組が必要となることから、平成 28 年 3 月に「事務職員の育成について」を策定し、育成にかかる基本的な考え方、求める職階別能力、標準的キャリアパス、具体的な人材育成の取組についてそれぞれ示している。この中で、標準的キャリアパスに沿った研修を計画的に実施し、職員のキャリアを高めて組織の全体的な強化を図るため研修制度を明確にし、OJT を中心とした職場内研修や、独自の取組のみではカバーできない分野については、秋田県や公立大学協会等の外部組織による職場外研修等を効果的に活用して、職員の資質向上に取り組んでいる。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

総務・人事、財務、予算・広報、教育、研究・地域貢献を担当する 5 つの本部がそれぞれの所管事項に関する資料・データを蓄積している。認証評価、外部評価、法人評価の際に行う自己点検・評価においては、各本部から評価・点検の実施主体に必要なデータを提供する体制となっている。

また、教育改革支援センターの教育企画室が、学生の成績や進路等の教育成果等の状況についてのデータを収集して「統合学生データベース」を構築している。

学校教育法第 109 条第 1 項に基づき、全学自己評価委員会において教育の質の改善・向上に向けた取組を含む大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価を実施しており、その下に設置された全学自己評価改善ワーキンググループが、データに基づいて得られた課題の分析や改善策の提案、改善状況のフォロー等を行う体制となっている。

また、システム科学技術学部及び生物資源科学部の各学科は平成 25 年度から学科の総合的な活動状況について自己点検・評価を実施している。生物資源科学部生物生産科学科の自己点検・評価の項目は、「Ⅰ教育領域（教育目標の設定と公開、教育手段、教育（到達）目標の達成、教育の点検と改善）」「Ⅱ研究領域」「Ⅲ 地域貢献領域」となっているなど、どの学科においても、教育の質の改善・向上に向けた取組や

成果の点検・評価をも含めた包括的な内容となっている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

学校教育法第109条第2項に基づき、認証評価機関による大学機関別認証評価を受けている。直近では平成22年度に大学基準協会の大学機関別認証評価を受審し、同協会が定める大学基準に適合の認定を受けている。

地方独立行政法人法第28条に基づき、毎年度、秋田県が設置している秋田県地方独立行政法人評価委員会による法人評価を受けている。評価委員会の委員は、各界の有識者を県が委嘱しており、評価に当たっては理事長を含む理事全員が出席し、委員からの質疑等に対して説明責任を果たしている。

平成25年度から、システム科学技術学部及び生物資源科学部の両学部において、学科ごとに順次、外部評価を受けている。システム科学技術学部は平成25年度と平成26年度に2学科ずつ、生物資源科学部は平成25～28年度まで毎年1学科ずつ実施されている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

平成22年度の大学基準協会による大学機関別認証評価の結果、シラバスの記載内容、履修登録単位数の上限設定、システム科学技術学部の退学率、危険物の管理に関する改善助言を受けている。これら事項については、本部長や部局長等を通じて、学内における情報共有のもとで対応を検討し、CAP制の導入、教育課程の見直し等の具体的な改善策を実施の上、改善報告書を同協会に提出している。

秋田県地方独立行政法人評価委員会により、毎年度、業務実績に対する事情聴取が行われ、すべての理事が出席するほか各本部のチームリーダーが臨席している。委員会からは、大学の取組を肯定的に評価する助言が多く、懸案事項である大学院学生の充足を目的とした大学院優秀学生奨学金制度等の取組については、特に高い評価を受けている。

学科ごとの外部評価は、平成25年度に開始され、平成28年度中に全学科の評価を完了する予定であり、既に実施を終えた学科の外部評価結果は、理事長兼学長に報告されるとともに学部長・学科長を中心として内容を精査し、必要に応じた改善策に取り組んでいる。

認証評価等の全学的な評価により得られた課題はもとより、特定の学科等を対象とした外部評価で得られた課題についても全学的な視点で捉え、必要に応じて全学的な改善策を検討・提案し、改善状況のフォローアップを確実にを行うために、全学自己評価委員会の専門委員会として平成28年4月に全学自己評価改善ワーキンググループを新設し、PDCAサイクルの推進のための体制強化を図っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学科で自己点検・評価活動を体系的に行い、その結果を複数の外部委員による評価に付すなど、PDCAサイクルの確立に向けた優れた管理運営を行っている。

【更なる向上が期待される点】

- 事務職員の資質向上に向け、平成 27 年度に事務職員の育成についての方針を新たに定め、求める職階別能力、標準的キャリアパス、研修制度等、具体的な人材育成の取組を明確にしており、今後の成果が期待される。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

基本理念及び教育目標は、ウェブサイトへの掲載により学内外に公表し、基本理念は大学案内や法人パンフレット等の刊行物に掲載して入学志願者、自治体及び学外関係機関等へ周知を図っている。

また、学部・学科及び研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的をウェブサイトに掲載しているほか、学科及び研究科ごとに目的をわかりやすく具体化して大学案内及び大学院案内等に掲載するなど、学内外への周知と理解の促進に努めている。

学生には大学の目的及び基本理念を記載した学生便覧を配布しており、新入生オリエンテーションの機会に説明している。教職員には採用時の辞令交付の際に学長からの講話で説明されるほか、大学の目的が記載された第2期中期計画期間のアクションプラン、学生便覧等の配布により周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、ウェブサイトへの掲載により学内外に公表しており、外部から常時アクセスがあり、平成27年度の総アクセス件数は、1,730回となっている。

また、これら3方針は入学者選抜要項や学生募集要項に明示して、入学志願者への周知に努めている。さらに、学生便覧への明示により学生及び教職員にも周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第172条の2に基づき、ウェブサイトにおいて教育研究活動等の情報を公表している。また、学校教育法第109条第1項に基づく自己点検・評価結果、地方独立行政法人法第25～27条に基づく中期目標、中期計画及び年度計画等についてもウェブサイトに掲載しており、最新の情報を提供している。地方独立行政法人法第34条に定める監事監査の結果及び財務諸表もウェブサイトに掲載して閲覧に供している。

また、大学の教育・研究活動の成果を広く社会に発信することを目的に、機関リポジトリを運用している。これを利用して、教員の学術論文のほかに、地域貢献活動及び研究活動に関する論文を掲載した秋田県立大学ウェブジャーナルA（地域貢献部門）及びB（研究成果部門）を半年ごとに交互に刊行している（平成27年度末での論文掲載総数：ウェブジャーナルA：24報、ウェブジャーナルB：41報）。掲載論文

の要約は英文で記載し、大学の研究活動を世界に向けて発信している。また、学位規則の一部を改正する省令（平成 25 年文部科学省令第 5 号、平成 25 年 3 月 11 日）に基づき、博士の学位授与に係る論文及びその内容の主旨と審査結果の要旨を掲載している。

第 2 期中期計画期間のアクションプランにおいて「人類の持続可能な発展に資する科学・技術」を研究の方向として位置付け、研究活動の強化を図るため、教員の研究を「苗」「若木」「幹」の 3 段階に分けている。このうち、「苗」研究についてはウェブサイトに掲載して広く学内外に周知を図っている。掲載に当たっては、トップ画面に在学生在がデザインしたバナーを設け、親しみやすさが増すように工夫しているほか、専門的知識を持たなくても理解できるように内容を簡潔に記述している。

なお、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく「教員の養成の状況についての情報」についてもウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 秋田県立大学

(2) 所在地 秋田県秋田市

(3) 学部等の構成

学 部：システム科学技術学部、生物資源科学部
研究科：システム科学技術研究科、生物資源科学研究科

附置研究所：木材高度加工研究所

関連施設：総合科学教育研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成28年5月1日現在）

学生数：学部 1,637 人、大学院 182 人

専任教員数：205 人（うち助手数：0 人）

2 特徴

秋田県立大学（以下「本学」という。）は、平成 11 年に開学し、平成 18 年に地方独立行政法人となった 2 学部・2 研究科を有する理系の大学である。

(1) 問題解決能力と研究心を育む少人数教育

本学の特徴として、第一に、学部 1 年次から専門科目を学べ、学部 3・4 年次にも教養基礎教育科目を学べるクサビ型カリキュラムの採用と、学生自主研究制度の実施が挙げられる。同制度では、主として 1・2 年次の学部生が自ら研究テーマを決め、個人で、あるいはグループを組織し、指導教員のアドバイスを受け自主的に研究に取り組んでいる。これらにより、3 年次以降の本格的な専門分野での研究に不可欠な問題解決能力や研究心を涵養している。

第二に、「少人数教育」が挙げられる。教員 1 人当たりの学生数が約 8 人で、全国でもトップクラスの少人数教育を実施している。細やかな指導のもと、入学から卒業までの学生生活を全般にわたり支援している。

第三に、これらの取組等により「就職に強い大学」となっていることが挙げられる。問題解決能力と基礎的能力の双方を兼ね備えた高度な教育の実践と、3 年次からの年間を通じたキャリアガイダンス等により、これまでの卒業生は、常に 100%に近い就職率を達成している。

(2) 秋田県内に根ざした 3 キャンパスと 1 研究所

本学は、県内に 3 キャンパスと 1 研究所を有し、それぞれの特長を活かした教育研究活動を行っている。

本荘キャンパス（由利本荘市）には、システム科学技術学部を構成する 4 学科すべてを置き、電子部品・デバイス産業を中核とした産業集積に取り組んでいる由利本

荘市との連携を図りながら、システム思考による幅広い視野を持ち、独創性に富んだ人材の育成を行っている。

秋田キャンパス（秋田市）には、生物資源科学部を構成する 4 学科中の 3 学科を置き、最新テクノロジーを活かしつつ、人と生物資源との「共生」の新たな可能性を追求している。同キャンパスには、理事長ほか役員が常駐し、事務局組織間の調整的機能も果たしている。

大潟キャンパス（大潟村）には、生物資源科学部の 1 学科とフィールド教育研究センターを置き、国内最大級の学部附属農場のもと、農業・農村と生物関連産業との連携を目指し、教育研究を行っている。

能代市には、大学附置機関として国内唯一の「木材」を冠した専門教育研究機関である木材高度加工研究所を置き、森林資源を活用した持続的な資源循環型社会の形成を目指し、最先端の教育研究に取り組んでいる。

これら 3 キャンパス・1 研究所では、それぞれの特性を活かし、地元企業や行政等との連携を進め、技術相談や共同研究・受託研究にも幾多の実績を上げているほか、公開講座や公開講演会等を開催し、地域とともにある公立大学としての使命を果たしている。

(3) 学長のリーダーシップと透明な意思決定プロセス

本学は、理事長が学長を兼ね、強力なリーダーシップのもとに大学運営を行っている。重要案件については、役員会、経営協議会及び教育研究協議会の審議を経て決議しているほか、教員との自由な意見交換のために部局長会議や学科長等を含んだキャンパス懇談会を毎月開催し、開かれた議論を行う仕組みと公正な結論を導くための透明性の確保にも十分な配慮を図っている。

(4) 地域貢献を目指した「教育を重視する研究大学」

最先端の研究が実践的教育や地域貢献に大きな役割を果たすことを踏まえ、教員の研究活動を積極的に支援している。「苗」として始まった研究が、「若木」を経て本学を代表する「幹」の研究となり、秋田県の持続的な発展に貢献できるように、多様な研究支援策を講じている。さらに、高度な専門職業人の育成を目指して両学部大学院を設け、県内公設試験研究機関や企業等とのネットワーク構築に取り組みながら、特徴ある学生教育を実施し、高度な研究を積み重ねている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の目的は、秋田県立大学学則第1条に以下の通り定めている。

【目的】 本学は、教育基本法及び学校教育法の本質にのっとり、次代を担う有為な人材を育成するとともに、開かれた大学として地域の持続的発展に貢献することを目的とする。

この目的を基本理念とし、積極的に取り組むため、地方独立行政法人としての法人格を有する現在においても、設立団体である秋田県と協議・連携し、将来を見通した中期目標を策定している。

1. 基本的な目標

本学は、秋田県の豊かな自然や資源、伝統に支えられた技術や文化、地域産業との関わりを通じた教育研究活動を積極的に展開し、次代を担う有為な人材を輩出するとともに、地域社会の課題への対応など、地域貢献活動に取り組み、県の「知の拠点」としての役割を果たしてきた。

今後、グローバル化が一層進展し、社会・経済構造が変化する中で、県の持続的な発展に貢献していくためには、これまで以上の積極的な活動が求められている。

こうした現状分析と認識のもと、本学は、第2期中期目標期間（平成24年度～29年度）を大学の総合的価値を向上させる期間と位置付けており、次の基本的な目標の達成に邁進する。

- ① 真理探究の精神をもち、次代を担うべく、未来を切り拓く幅広い視野と豊かな創造力を備えて、地域社会を担い、国際社会に活躍する人材を養成する。
- ② 先端的な科学の研究及び技術の開発に努め、これを学生に対する教育の基盤とするとともに、地域の課題に対応した研究を進め、それらの成果を積極的に社会に発信することによって、秋田県の学術文化の発展と産業の振興に貢献する。
- ③ 大学を広く県民に開き、県民に対して生涯にわたる高度な教育の機会を提供する。

2. 教育に関する目標

(1) 学部・研究科における目標

① 学部教育の目標

豊かな教養と個別専門分野の知識や技術の修得はもとより、多角的な視点から真理を探究するとともに、自ら問題を発見し、解決する能力及び優れたコミュニケーション能力を身に付けた人材を育成する。

② 大学院教育の目標

深い専門知識と総合的な判断力、豊かな創造性を備え、世界に通用する研究成果を上げ、かつ、発信できる能力を身に付けた人材を育成する。

③ 教育目標達成に向けた支援体制

上記の目標を達成し、教育の質の向上を図るため、専門的に検討する体制を整備し、学部教育及び大学院教育の取組の支援を行う。

(2) 学士課程・大学院課程共通の目標

① 現在の科学技術の幅広い要請に応えられるよう、問題発見能力と解決能力を兼ね備えた、研究者・技術者及び教育者の育成を目指した教育を行う。

② 時代の変化に対応し、自ら能力を磨くことができるよう、情報処理能力、外国語能力、コミュニケーション能力等、不断の学習活動に必要な基礎的能力の訓練を重視し、自立した社会人の形成に資する教育を行う。

3. 研究に関する目標

(1) 先端的・独創的研究や特色ある研究の推進

先端的で独創性が高く、社会への貢献度の高い研究を進めるとともに、地域の特性に応じた研究を多面的に行い、大学として特色ある研究分野を確立し、重点的に推進する。

(2) 研究費の確保と研究体制の整備

競争的研究資金や共同研究、受託研究等の外部資金の獲得強化を図るとともに、研究分野の重点化や研究評価の結果を踏まえ、研究費の重点配分を進めるほか、研究テーマに応じた効果的な体制を整備する。

4. 地域貢献に関する目標

(1) 県内産業の競争力強化に向けた支援

① 産業振興への寄与

産学官連携のコーディネート機能を強化し、連携の効果的な推進を図り、県内産業の競争力を高める。

② 知的財産の創造と活用

事業化に直結する創造的な共同研究を推進し、県内企業への技術移転を促進する。

③ 木材高度加工研究所

木材・木質材料の研究機関として、森林資源の有効利用技術を開発するとともに、試験研究機能的機能を発揮し、本県木材産業のより一層の振興に貢献する。

④ バイオテクノロジーセンター（秋田キャンパス・生物資源科学部内）

教員や学生の研究を支援し、研究の高度化を図るとともに、地域社会に開かれたセンターとして、受託解析や技術相談等を行う。

(2) 地域支援

① 自治体、企業等との連携推進

県内の自治体や企業等との連携を推進し、大学の知的人的資源を活用することにより、自治体の課題解決や企業等の技術指導等を行う。

② 学校教育への支援

県内の小・中・高等学校と連携し、出張講義や科学教室等により、学校の教育活動を積極的に支援する。

③ 生涯学習への支援

県民の要望を的確に把握し、公開講座等を実施する。また、大学の保有する施設を積極的に開放する。

5. 交流・連携に関する目標

グローバル化が一層進展し、社会・経済構造が変化していく中で、的確な洞察力をもち、イノベーションの創出を担う有為な人材の養成に資するため、国際交流を推進する。

① 研究者の交流と共同研究の推進

特色ある優れた研究成果の発信により、海外の大学との連携を進め、研究者の交流と共同研究を推進する。

② 国際感覚を備えた人材の育成

本学学生と海外の大学の学生との交流を促進し、教育研究活動の向上と活発化を図り、国際感覚を備えた人材を育成する。

③ 他大学等との交流・連携の推進

県内外の高等教育機関等との交流・連携を推進し、教育研究機能の強化を図る。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201703/daigaku/no6_1_1_jiko_akita-pu_d201703.pdf